

第 3 期

始良市子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年度～令和 11 年度



男女が共同し、子どもを安心して生み育て、
子どもが健やかに育つまちづくり

令和 7 年 3 月

始 良 市

はじめに

近年、我が国では、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加などが進み、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、深刻化しています。これらの変化は、子育て家庭の負担や孤立感を増大させ、都市部を中心とした待機児童問題や子どもの貧困、虐待等の多くの課題を生み出しています。



このような状況のなか、国は令和5年4月に「こどもまんなか社会」の実現に向けた司令塔として「こども家庭庁」を設置し、同時に子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。また令和5年12月には、「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

本市においては、「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、令和7年度から令和11年度までの5か年計画である「第3期始良市子ども子育て支援事業計画」を策定いたしました。計画の基本理念を「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」と定め、すべての子ども・妊産婦・子育て世帯へ向け切れ目のない支援体制の強化、仕事と子育てを支える地域づくり・環境づくりの推進を図ってまいります。

最後に、本計画を策定するにあたっては「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や、「子ども・若者アンケート調査」にご協力いただいた市民の皆様や、貴重なご意見やご提言をいただきました「始良市子ども・子育て会議」の委員の皆様ならびに関係各位に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

始良市長 湯元 敏浩

目 次

第1章 序論	1
1 計画策定の背景	2
(1) 子育てを取り巻く背景	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 関連計画との関係	2
2 計画の概要	3
(1) 計画の期間	3
(2) 計画の対象	3
(3) 計画の策定体制	3
3 始良市の子ども・子育てを取り巻く状況	4
(1) 人口・出生等の状況	4
(2) ニーズ調査結果	12
(3) 子ども・若者アンケート調査結果	28
4 第2期計画の評価	35
(1) 提供体制についての評価	35
(2) 取組の状況についての評価	37
第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	46
1 基本的理念	47
2 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有について	47
3 基本目標	48
基本目標1 ライフステージを通した切れ目のない支援の実現	50
(1) 多様な体験や活躍が出来る機会づくり	50
(2) 切れ目のない保健・医療の提供	52
(3) 支援の必要な子どもへの取組の推進	53
(4) 子どものいのちを守る取組の推進	56
基本目標2 ライフステージ別の課題に対する支援の充実	60
(1) 誕生前から乳幼児期の課題に対する支援	60
(2) 学童期・思春期の課題に対する支援	62
(3) 青年期の課題に対する支援	65
基本目標3 安心して子育てに向き合えるまちづくりの推進	67
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	67
(2) 地域における子育て支援体制の整備、家庭教育支援の推進	69
(3) 子育てと仕事の両立支援	70

第3章 事業計画	73
1 教育・保育提供区域の設定	74
2 教育・保育の提供体制の確保	74
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	78
第4章 計画の推進体制	90
1 関係機関等との連携	91
2 計画の達成状況の点検・評価	91
資料編	92
1 始良市子ども・子育て会議	93
(1) 始良市子ども・子育て会議条例	93
(2) 始良市子ども・子育て会議委員名簿	95



第 1 章 序論

第1章 序論

1 計画策定の背景

(1) 子育てを取り巻く背景

我が国の合計特殊出生率¹は令和5年で1.20となっており、過去最低を更新しています。出生数についても、令和5年で727,277人となり、過去最少だった前年からさらに4万人以上減少して8年連続の減少となることなどから、今後も少子化と人口減少がさらに進行することが予想されています。また、児童虐待相談や不登校の件数が毎年過去最多を更新するなど、子どもを取り巻く状況は深刻で、近年はコロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。

このような状況の中、国は、子どもの視点に立った政策推進の司令塔として令和5年4月1日に「こども家庭庁」を創設し、同日施行の「こども基本法」に基づき、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定しました。「こども大綱」では、日本国憲法、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則った6つの基本方針を柱としており、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においては、平成27年3月に「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を基本理念とする「第1期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月に第1期計画の基本理念を踏襲した「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定してきました。

この度、第2期計画期間が令和6年度で満了を迎えることから、始良市の子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握するためのニーズ調査を令和5年度に実施し、調査の結果をもとに教育・保育及び各種事業の「量の見込み」の算出及び「確保対策」の検討を行うとともに、国の動向や始良市の実情を踏まえた「第3期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。策定にあたっては、ニーズ調査の結果を踏まえ、現在のニーズの動向を反映します。また、「第2次始良市総合計画」を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。そして、「新・放課後子ども総合プラン」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に係る市町村計画」及び「こども計画」としての内容を含みます。

(3) 関連計画との関係

本計画は、「始良市総合計画」「始良市地域福祉計画」をはじめとする上位計画や「健康あいら21（始良市健康増進計画）」「始良市障がい者計画・障がい児福祉計画」「始良市教育振興基本計画」等の関連計画との整合性を図って策定するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分考慮し、柔軟に計画を推進します。

¹ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一般に「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」と解釈される

2 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く環境の変化等により、本計画と実態との間に大きな乖離が生じた場合等、計画の見直しが必要と考えられる場合には、見直しを行うものとします。

(2) 計画の対象

本市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を計画対象とします。

なお、本計画においての「子ども」とは、0歳からおおむね18歳までとします。

(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭に対するニーズ調査や市民に対するパブリックコメントの実施とともに、子ども・子育て支援法第72条に基づく「始良市子ども・子育て会議」における審議等を経て策定しました。

① ニーズ調査

子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握するため、就学前児童及び小学生の保護者3,000名を対象とする「始良市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

② 子ども・若者へのアンケート調査

子ども・若者の意見を計画に反映するため、小学生(4～6年生)、中高生、若者(19～39歳)の3つの対象ごとに設問を設定してアンケート調査を実施しました。

③ パブリックコメント

広く市民の意見を反映した計画とするため、本計画の素案を市役所や市ホームページ等で公開し意見を募る「パブリックコメント」を実施しました。

④ 始良市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する学識経験者をはじめ、子ども・子育てに関する事業に従事している事業主及び労働者の代表者、子育て中の保護者代表等で構成される「始良市子ども・子育て会議」において、本計画の記載事項について調査・審議しました。

3 始良市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・出生等の状況

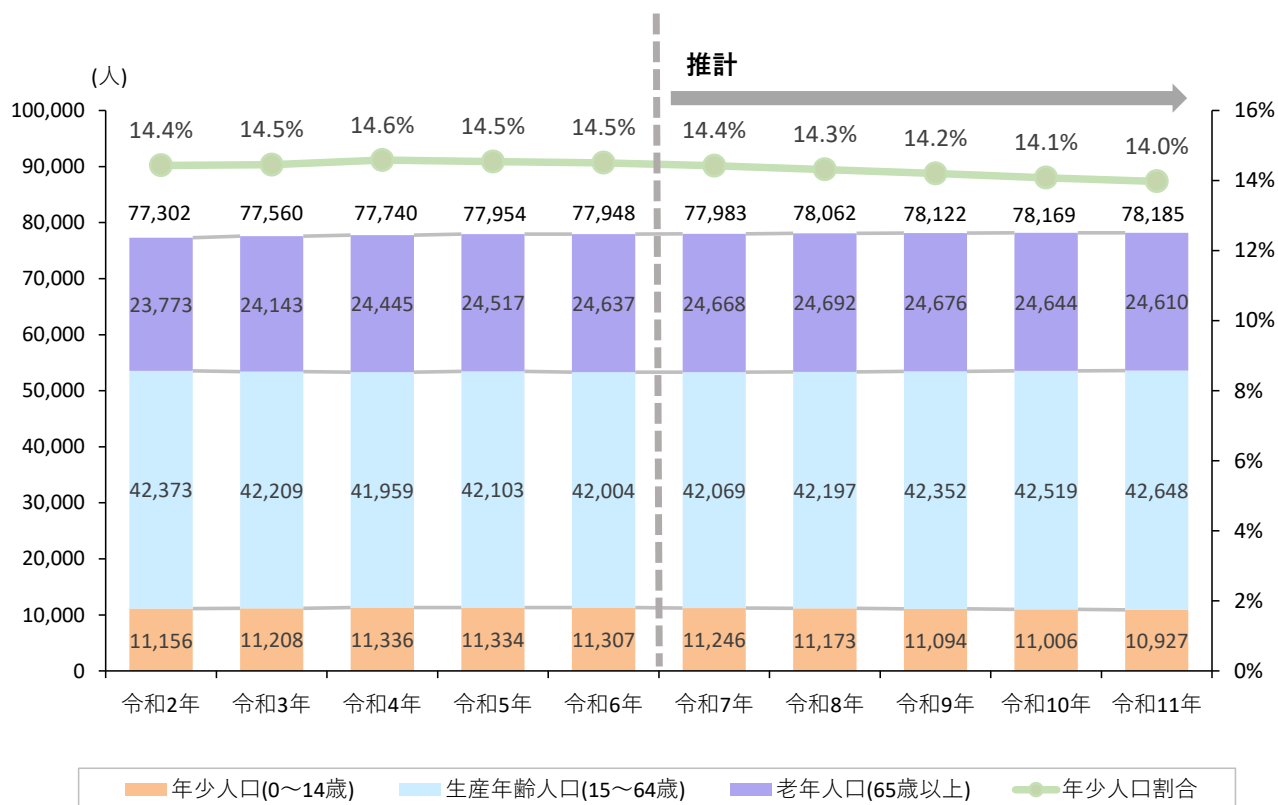
① 人口の推移と将来推計

◆ 総人口・年齢3区分人口の推移と将来推計

国全体及び県全体の人口が減少傾向にある中、本市の総人口は横ばい傾向にあり、令和6年の総人口は77,948人となっています。

年少人口（0～14歳人口）についても、横ばい傾向で推移しており、令和6年の年少人口は11,307人となっています。

今後も、総人口は引き続き横ばいで推移していく一方、年少人口は減少していくことが見込まれており、総人口に占める年少人口の割合も下降していくことが見込まれています。

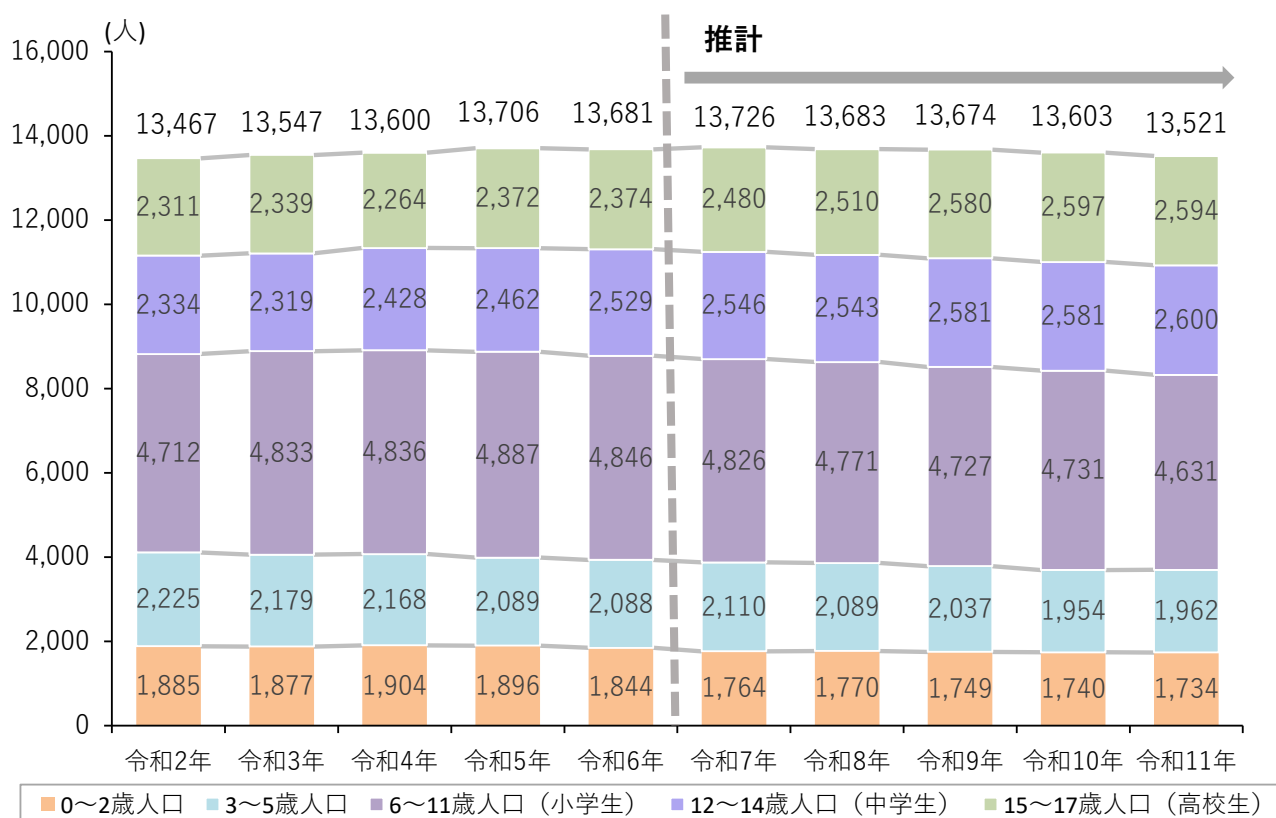


出典：令和2年～令和6年は住民基本台帳に基づく人口、令和7年以降は始良市独自推計
数値は各年4月1日現在

◆ 児童※数の推移と将来推計

本市の児童数（18歳未満人口）は、横ばい傾向にあり、令和6年の児童数は13,681人となっています。

今後も、児童数は横ばい傾向に推移していくことが見込まれており、令和11年の児童数は13,521人になると見込まれています。



出典：令和2年～令和6年は住民基本台帳に基づく人口、令和7年以降は始良市独自推計
数値は各年4月1日現在

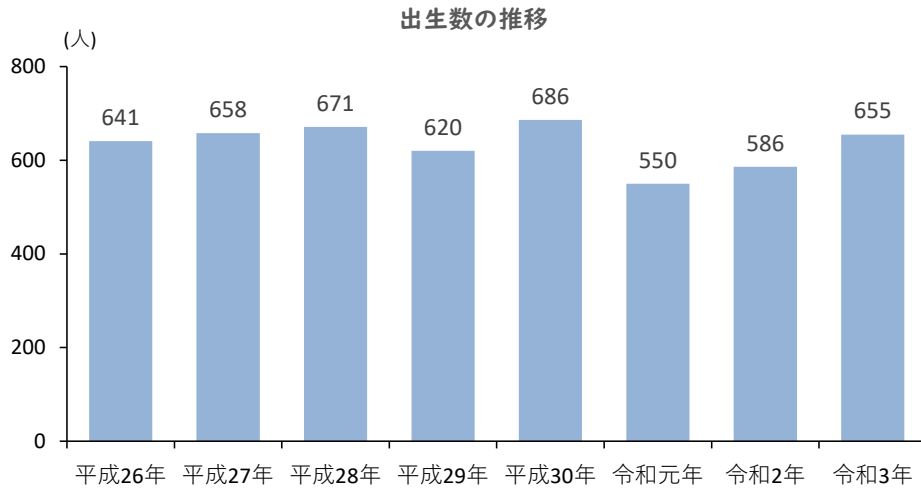
※本ページで示す「児童」とは、児童福祉法による18歳未満の人のことを指す。



②出生の状況

◆ 出生数の推移

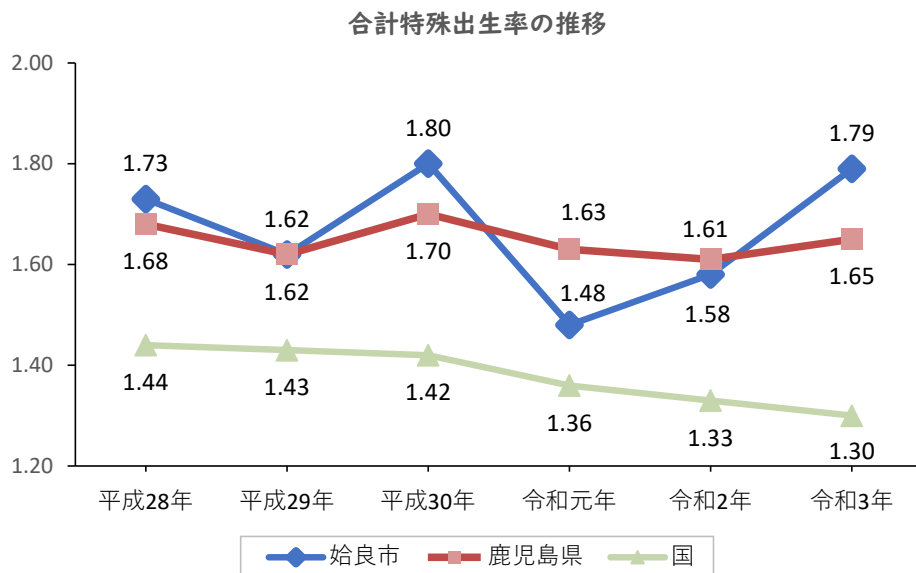
本市の出生数は、令和元年から令和2年では500人台と減少傾向にありましたが、令和3年では655人へと増加しています。



出典：「人口動態統計」（厚生労働省）

◆ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は国より高く、鹿児島県全体と同程度の水準で推移しています。

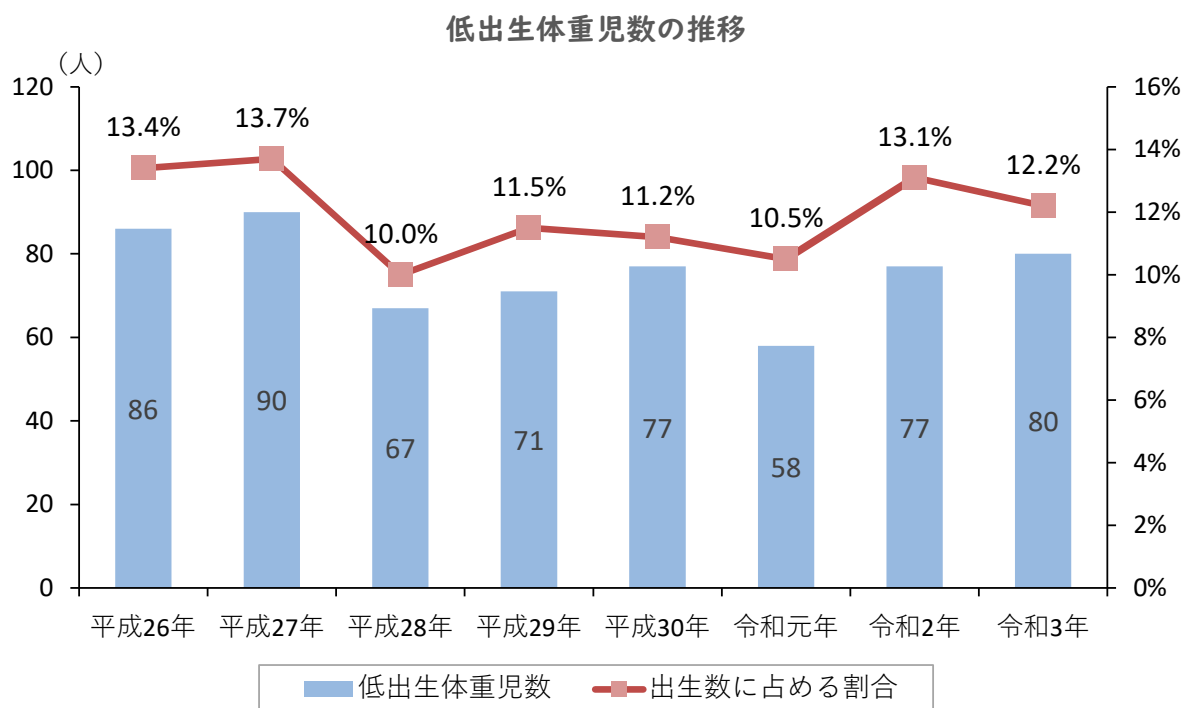


出典：鹿児島県・全国の数値は「人口動態統計」（厚生労働省）、始良市の数値は「人口動態統計」（厚生労働省）、「県人口移動調査」（鹿児島県）を用いて独自に算出

◆ 低出生体重児の推移

低出生体重児とは、体重が2,500グラム未満で生まれた赤ちゃんのことです。

本市における低出生体重児数は、年によってばらつきがありますが、出生数に占める割合はおおむね1割程度となっています。



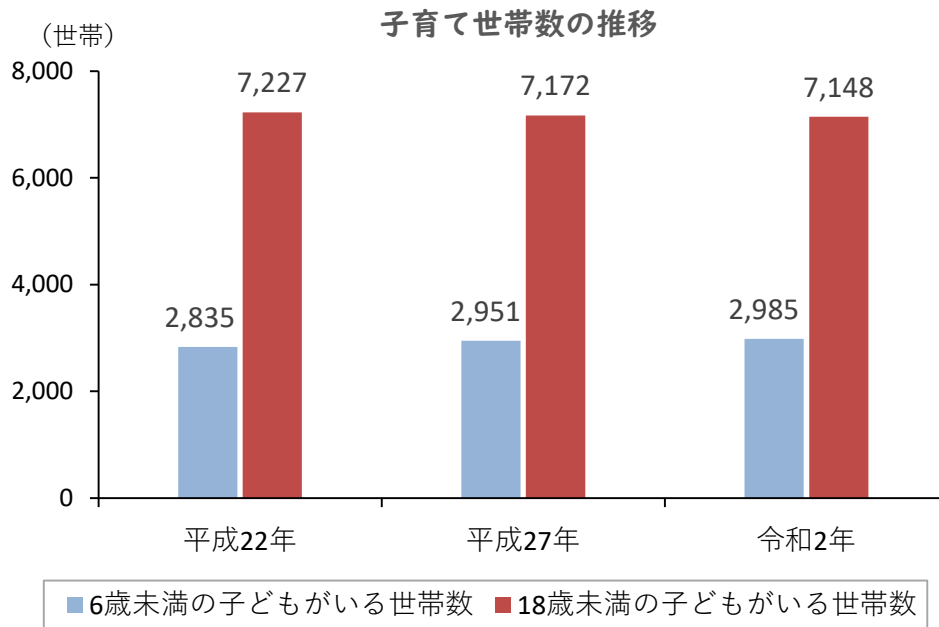
出典：「人口動態統計」（厚生労働省）



③世帯の状況

◆ 子育て世帯数の推移

令和2年における本市の6歳未満の子どもがいる世帯は2,985世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は7,148世帯となっています。

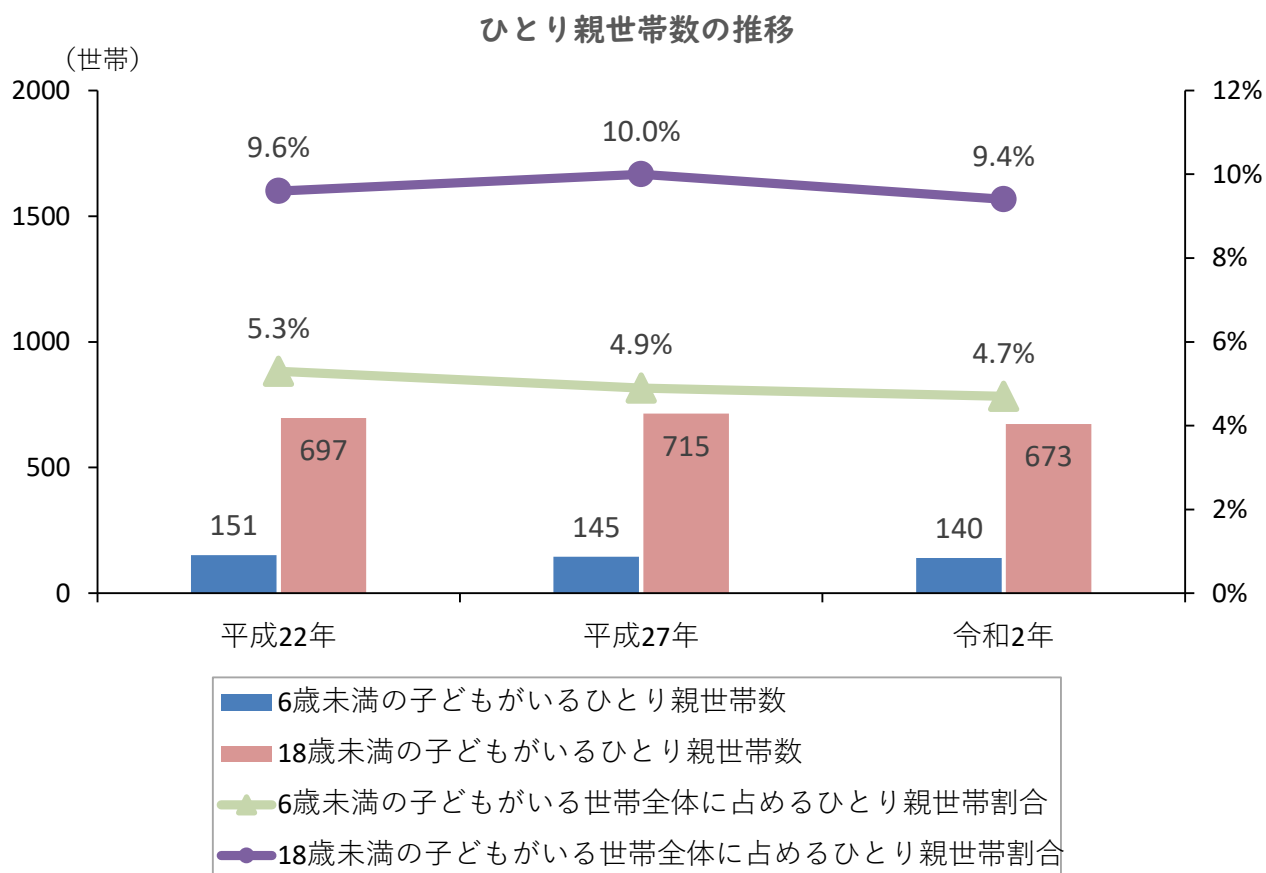


出典：「国勢調査」（総務省）



◆ ひとり親世帯数の推移

令和2年における本市の6歳未満の子どもがいるひとり親世帯は140世帯、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は673世帯となっており、どちらも減少傾向にあります。



出典：「国勢調査」（総務省）

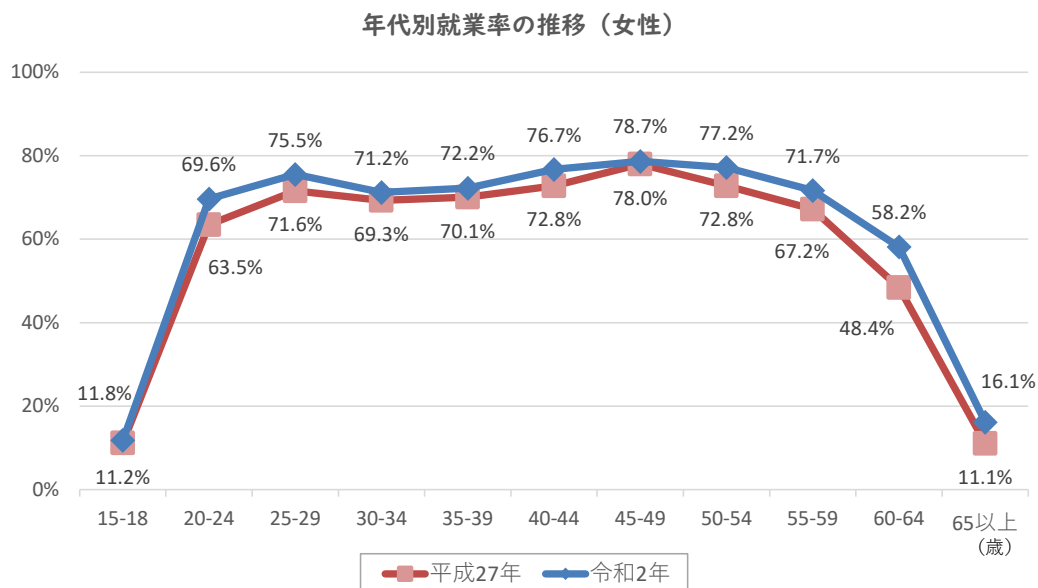


④就労の状況

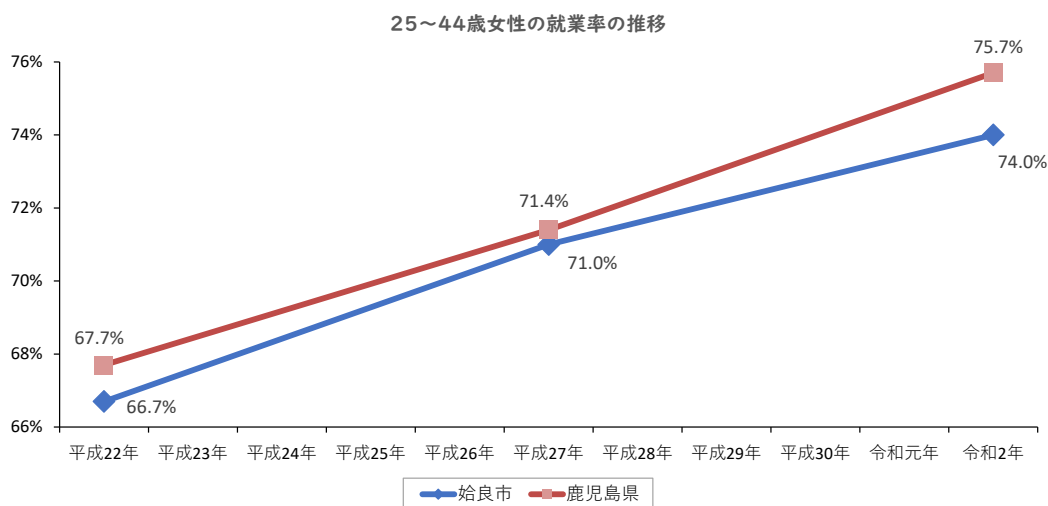
◆女性の就労状況

本市の女性の年代別就業率は、平成27年と比較してすべての年代で上昇しています。

一方、子育て世代の中心である25～44歳女性の就業率も上昇傾向にありますが、鹿児島県全体の値を下回っています。



出典：「国勢調査」（総務省）

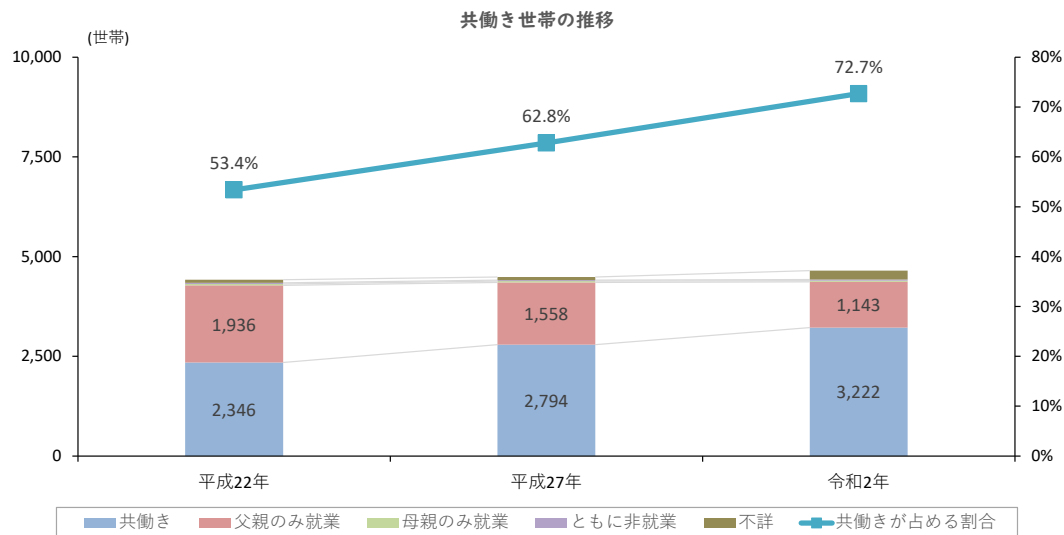


出典：「国勢調査」（総務省）

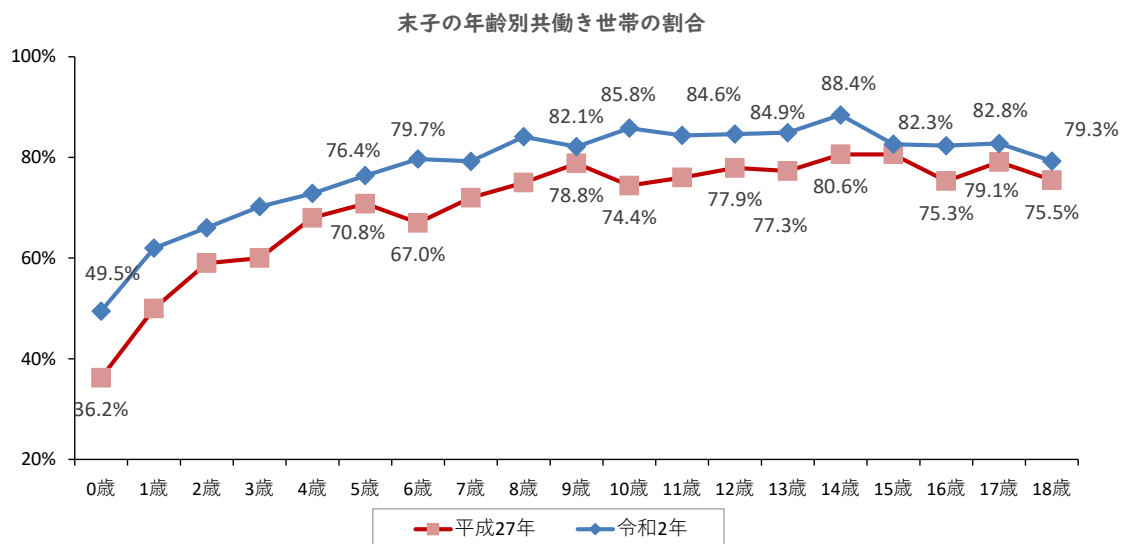
◆ 共働き世帯の推移

夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯の就労状況をみると、父親のみ就業世帯が大きく減少し、共働き世帯が増加傾向にあります。

末子の年齢別に共働き世帯の割合をみると、平成27年と比較して、すべての年齢で上昇しています。



出典：「国勢調査」（総務省）



出典：「国勢調査」（総務省）

(2) ニーズ調査結果

①調査概要

◆ 調査の目的

子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的としました。

◆ 調査時期

令和6年1月から2月に実施

◆ 調査対象・方法・回収状況等

調査種別	就学前児童調査	小学生調査
調査対象者	始良市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童の保護者	始良市に居住する小学校1年生から4年生までの児童の保護者
配布件数	2,000 件	1,000 件
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数 (回収率)	863 件 (43.2%)	450 件 (45.0%)

◆ 調査結果利用上の注意

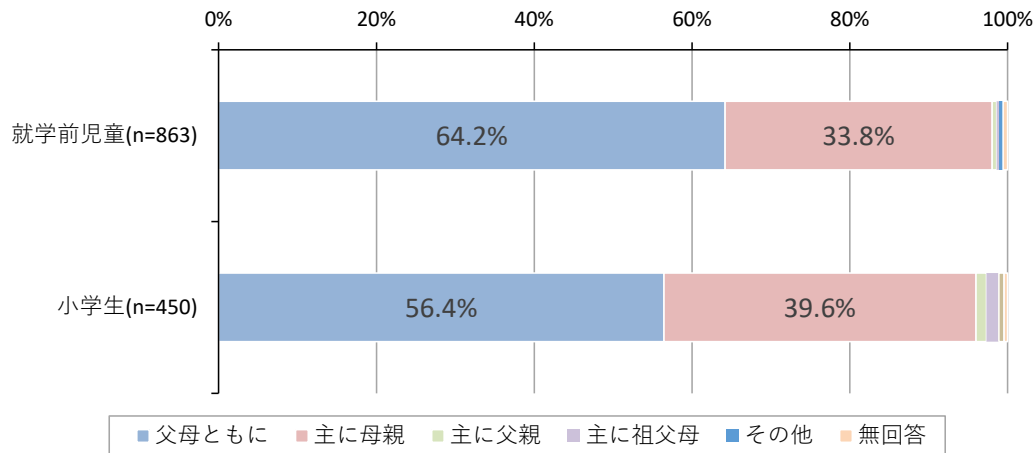
- ・回答率は百分比の少数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を可とする設問(複数回答)の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

② 調査結果（抜粋）

◆ 子育てを主にしている方

両調査ともに「父母ともに」の割合が最も高く、就学前児童調査で 64.2%、小学生調査で 56.4%となっています。

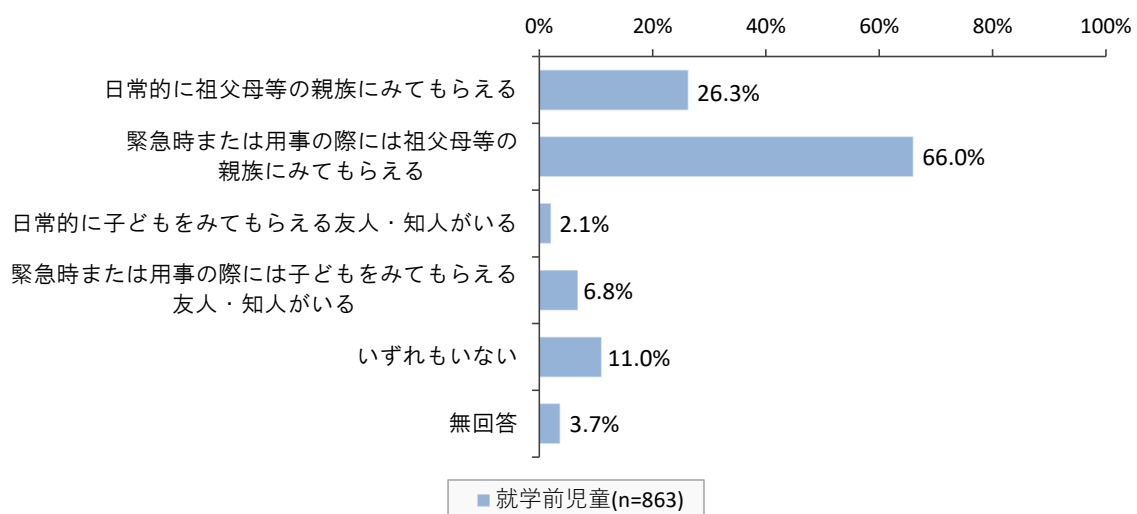
・子育て（教育を含む）を主にしている方【単一回答】



◆ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 66.0%で最も高く、約 9 割の保護者が「子どもを見てもらえる親族・知人がいる」と回答している一方、「子どもをみてもらえる親族・知人がいない」と回答した保護者も約 1 割となっています。

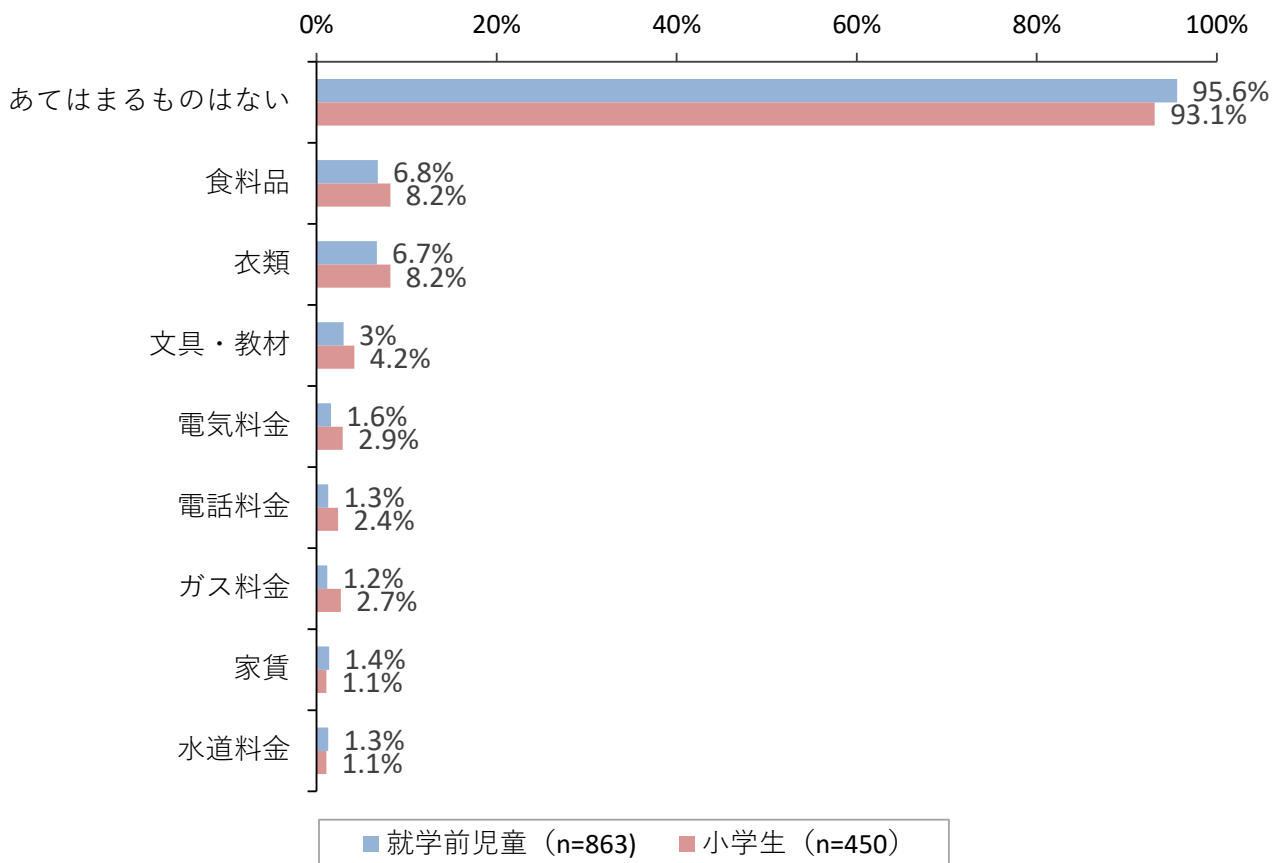
・子どもをみてもらえる親族・知人の有無【複数回答・就学前児童調査】



◆ 家庭からみた生活の困難の発生状況

過去1年の間に経済的な理由で支払いや購入ができなかったことがあったものについて、両調査ともに「あてはまるものはない」が9割以上を占めていますが、経済的理由で何らかの支払いや購入ができなかった保護者もいます。

- ・過去1年の間に経済的な理由でサービス・料金が支払いできなかったことがあるもの
【複数回答】

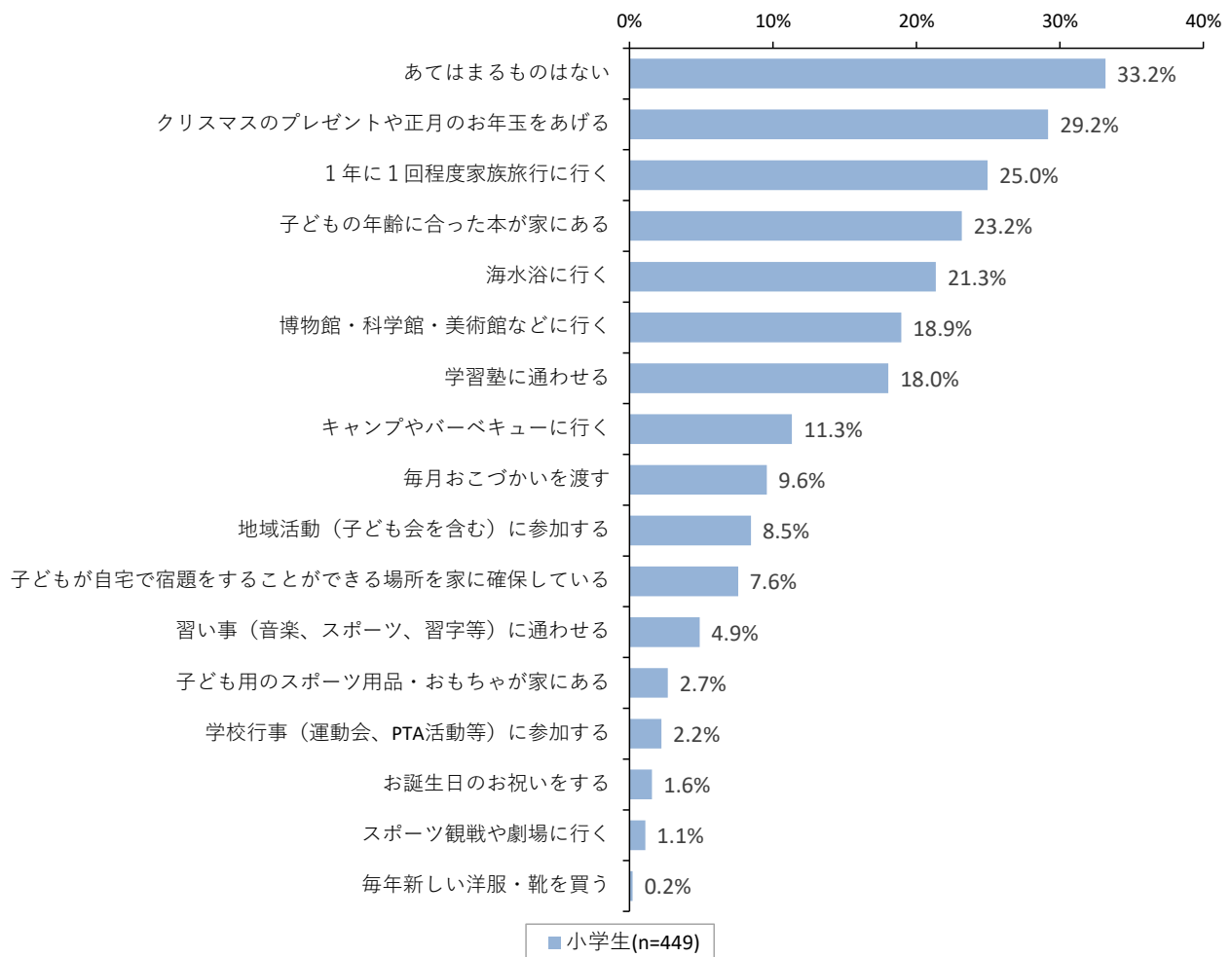


※「食料品」「衣類」「文具・教材」については、「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合を示す

◆ 子どもからみた生活の困難の発生状況

子どもとの生活に関連して、金銭的・時間的な理由で、過去1年の間に経験できなかったこと、家庭で現在行っていないことについて、「あてはまるものはない」の割合は33.2%にとどまっており、全体の6割以上の世帯が何らかの困難を抱えていると考えられます。

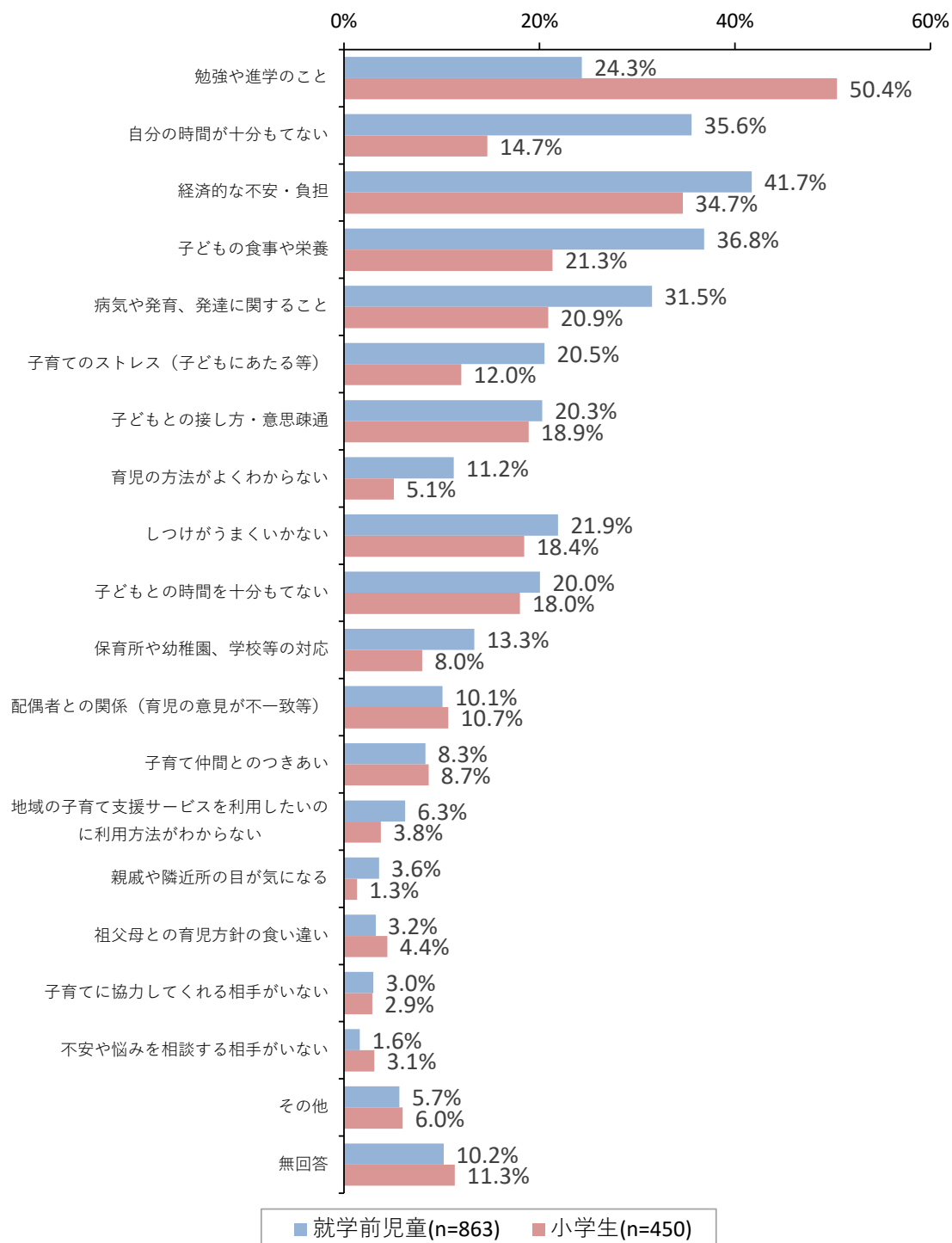
・金銭的・時間的な理由で、過去1年の間に経験ができなかった、又は家庭で現在行っていないこと【複数回答・小学生調査】



◆ 育児における悩み

就学前児童調査では、「経済的な不安・負担」「子どもの食事や栄養」「自分の時間が十分もてない」の順に多くなっています。小学生調査では、「勉強や進学のこと」が5割を超え、突出して多くなっています。

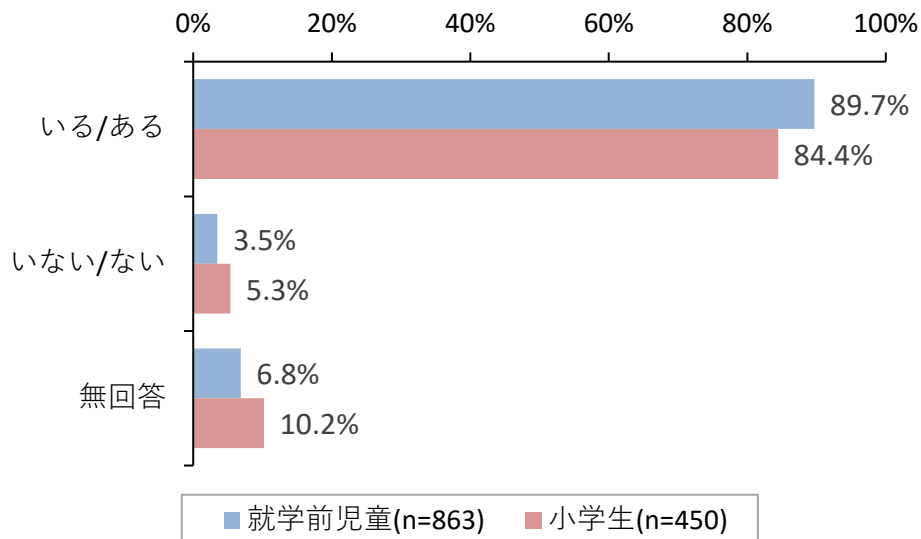
・育児における悩み【複数回答】



◆ 子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる先

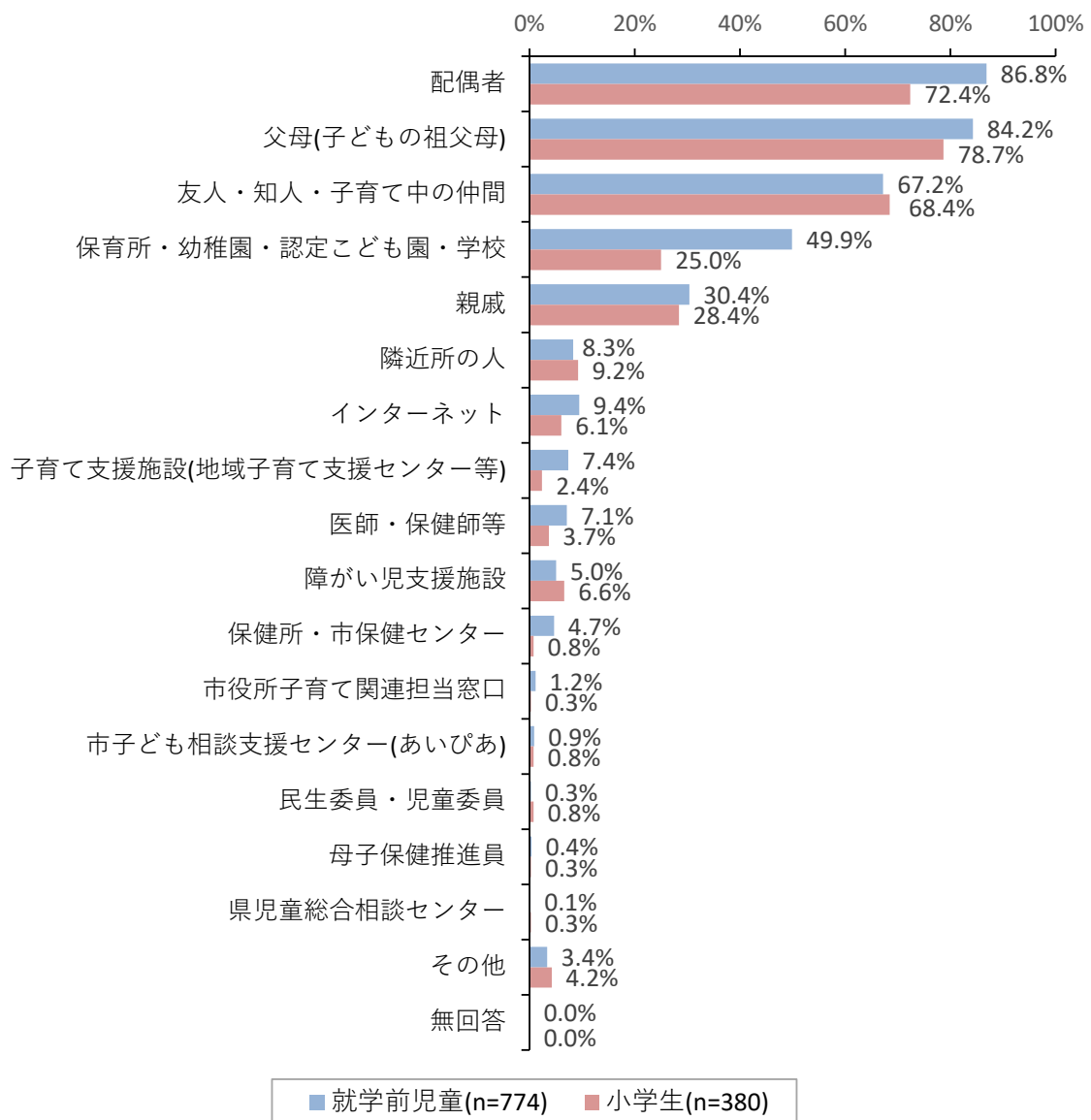
気軽に相談できる人、または、相談できる場所があるかについて、両調査ともに「いる/ある」が8割を超えていますが、「いない/ない」という保護者もいます。

・子育てをする上で、気軽に相談できる人、または場所があるか【単一回答】



気軽に相談できる人、または、相談できる場所について、就学前児童調査では「配偶者」が最も高くなっていますが、小学生調査では「父母（子どもの祖父母）」が最も高くなっています。

・子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる先【複数回答】



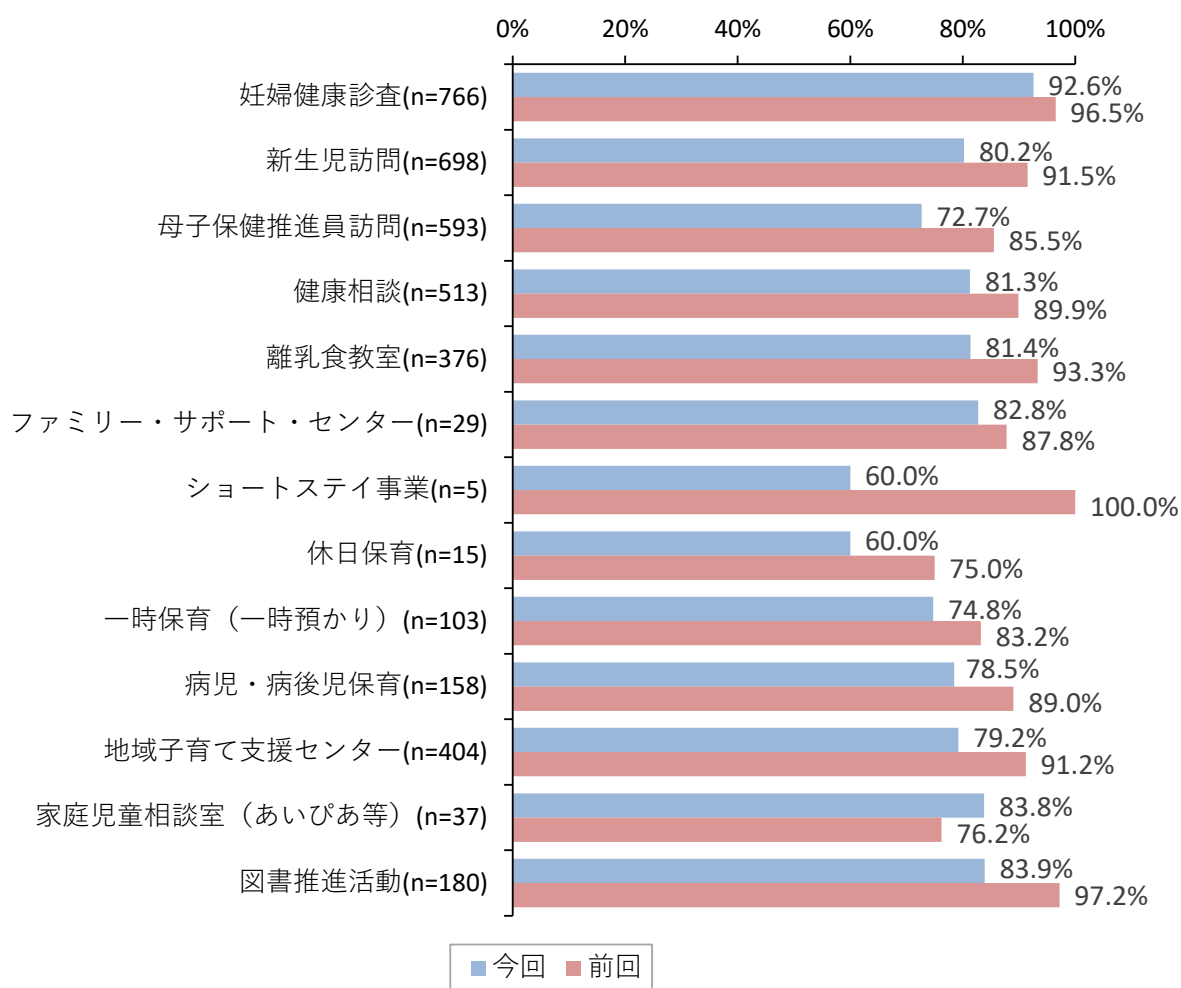
◆ 子育て支援サービス利用者の満足度

子育て支援サービス利用者の満足度について、すべてのサービスで6割を超えています。

前回調査と比較して、就学前児童調査における「家庭児童相談室（あいぴあ等）」では、満足度が7ポイント以上上昇している一方、両調査ともにその他のすべての項目で満足度が低下しています。

・子育て支援サービス利用者の満足度

【単一回答・就学前児童調査】



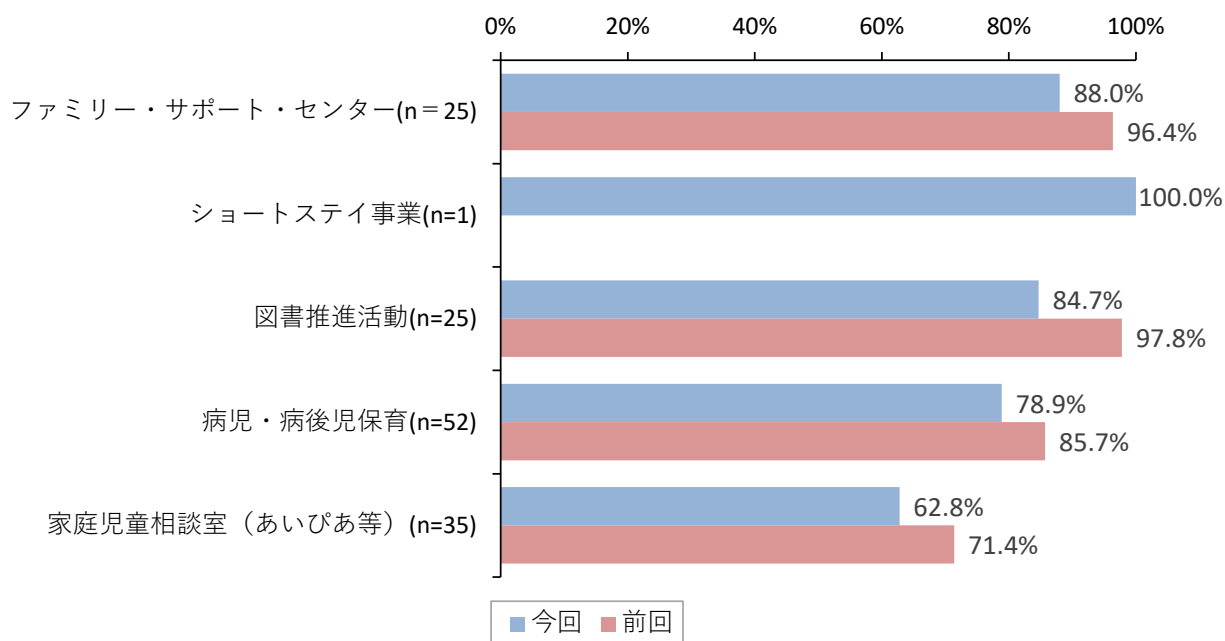
※子育て支援サービスについては、本調査実施時の項目順に掲載している。

また、nは、今回調査における回答者数（各子育て支援サービスを利用していると回答した保護者のうち、満足度についても回答した人数）を示す。

※満足度の基準は、今回：「満足」と「ほぼ満足」の合計、前回：「満足」と「やや満足」の合計（「ほぼ満足」は選択肢設定なし）としている。

・子育て支援サービス利用者の満足度

【単一回答・小学生調査】



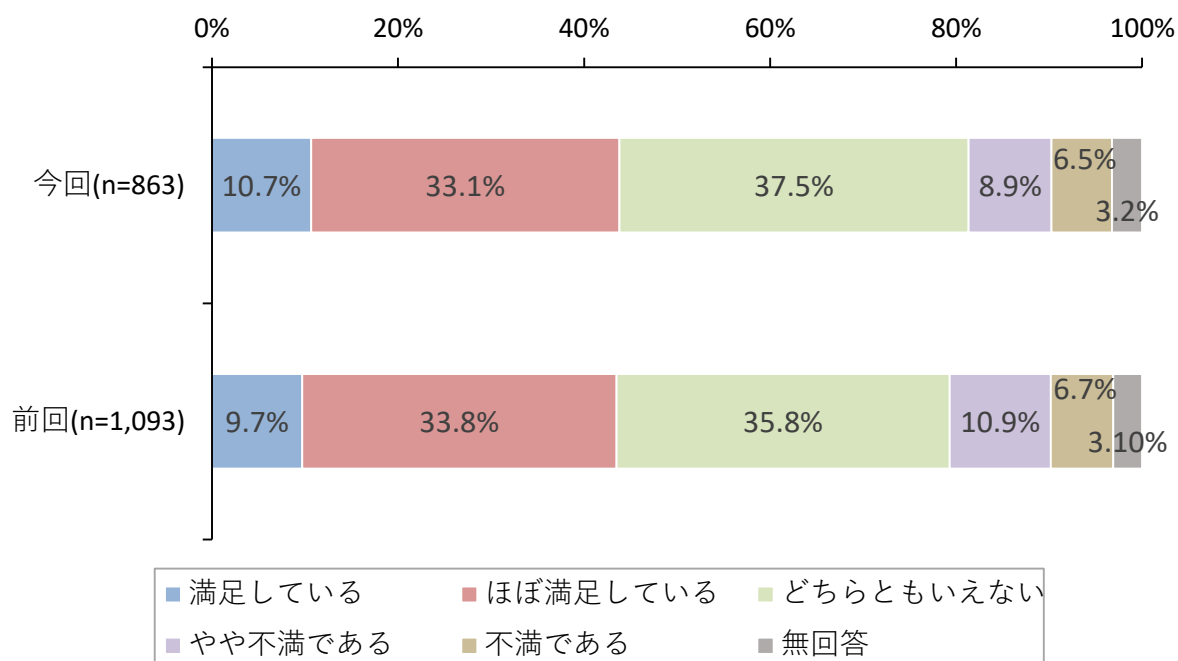
※nは、今回調査における回答者数（各サービスを利用していると回答した保護者のうち、満足度について回答した人数）を示す。ショートステイは、今回調査より新たに追加された調査項目である。

※満足度の基準は、今回：「満足」と「ほぼ満足」の合計、前回：「満足」と「やや満足」の合計（「ほぼ満足」は選択肢設定なし）としている。

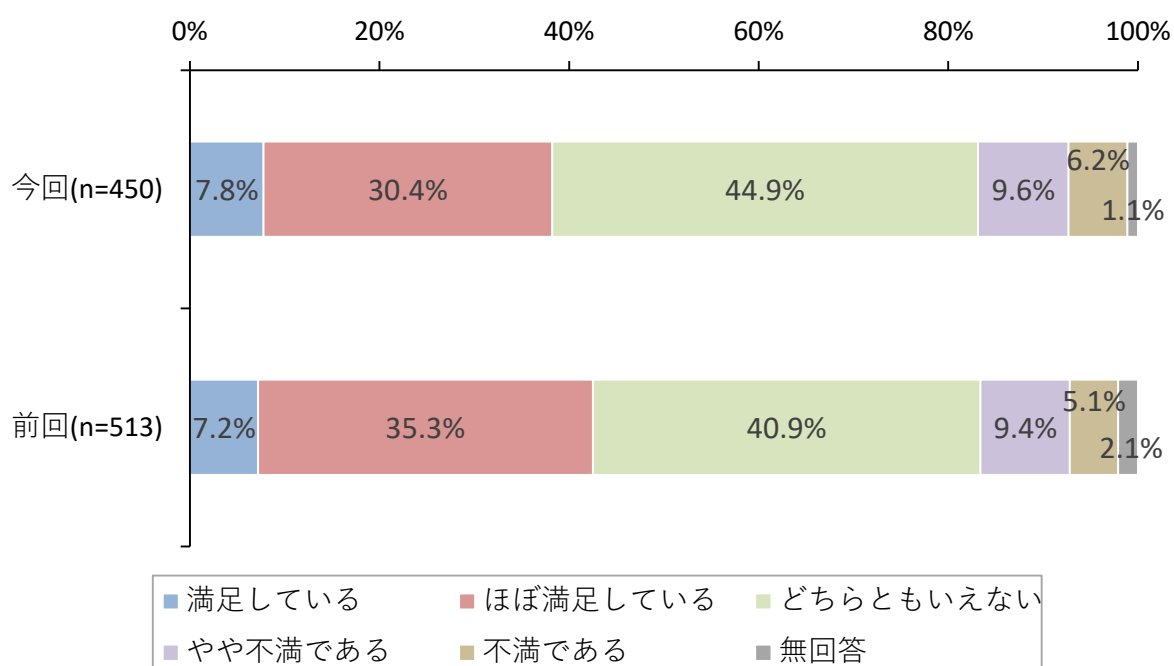
◆ 子育て環境や支援の満足度

「満足している」「ほぼ満足している」をあわせた割合は前回調査と比較して、就学前児童調査でほぼ横ばい（前回：43.5%→今回：43.8%）、小学生調査で低下（前回：42.5%→今回：38.2%）がみられています。

・ 始良市の子育て環境や支援に対する満足度【単一回答・就学前児童調査】



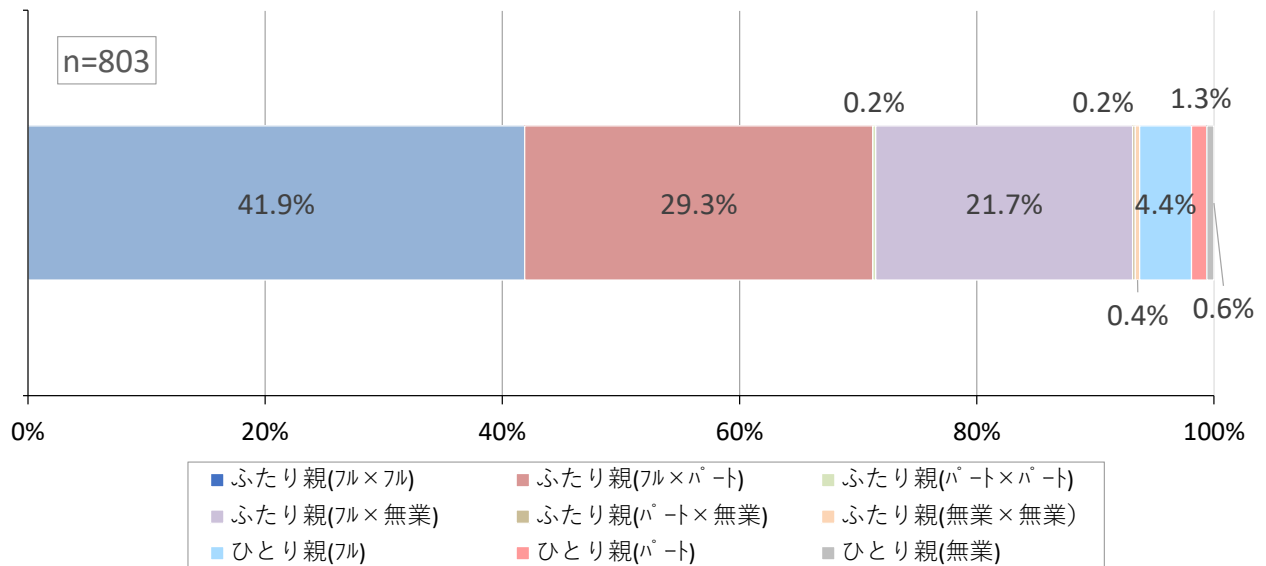
・ 始良市の子育て環境や支援に対する満足度【単一回答・小学生調査】



◆ 就労状況

現在の就労状況については、「ふたり親(フルタイム×フルタイム)」の割合が41.9%で最も高く、次いで「ふたり親(フルタイム×パートタイム)」で29.3%、「ふたり親(フルタイム×無就業)」で21.7%の順となっています。

・家庭類型分類結果【就学前児童調査】

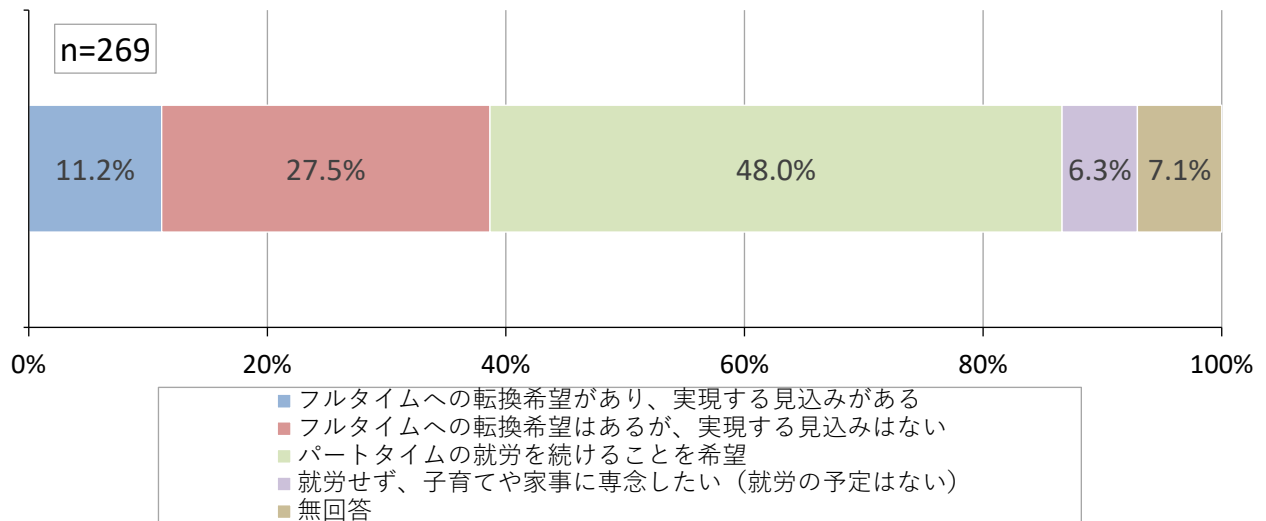


◆ 就労の転換希望（現在パートタイム・無就業からの転換）

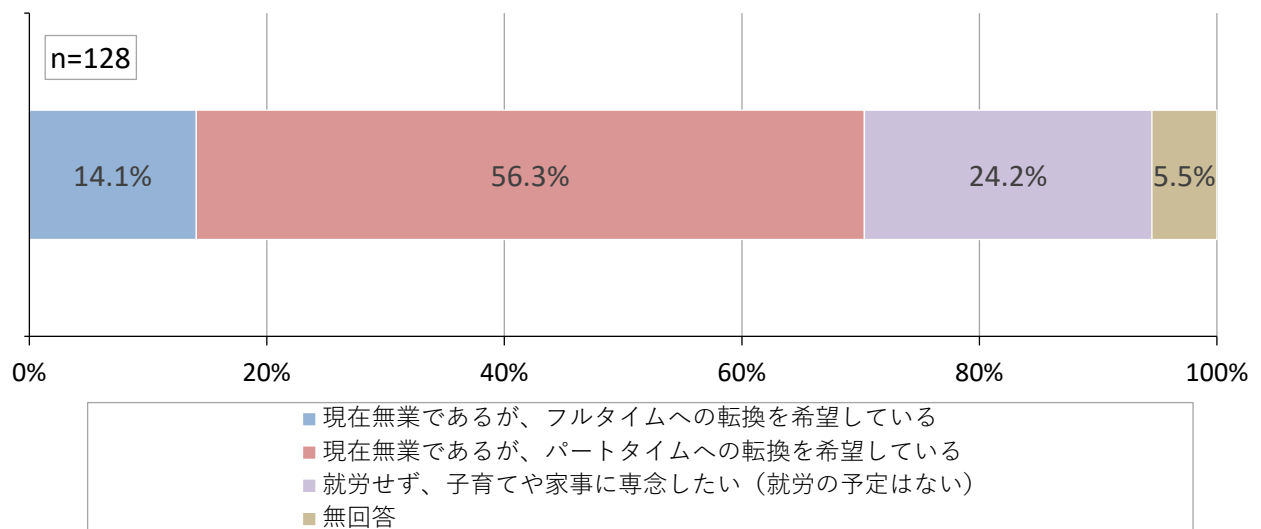
現在の雇用形態がパートタイムの保護者の中で、約4割がフルタイムへの転換を希望しています。

現在就業していない保護者では、フルタイム・パートタイムを含めて約7割が就業を希望しています。

・パートタイム就業からの転換希望【就学前児童調査】



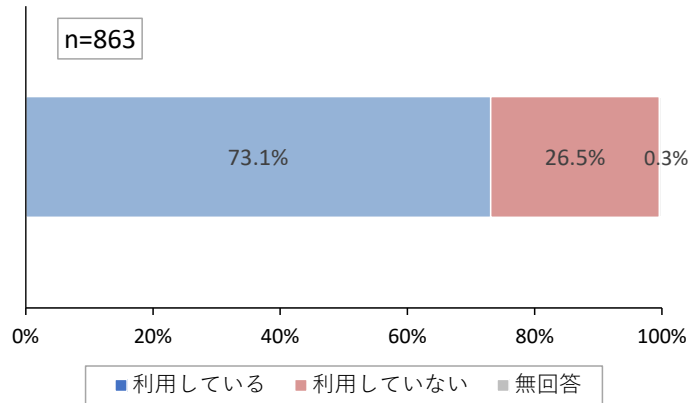
・無就業からの転換希望【就学前児童調査】



◆ 保育等サービスに対するニーズについて

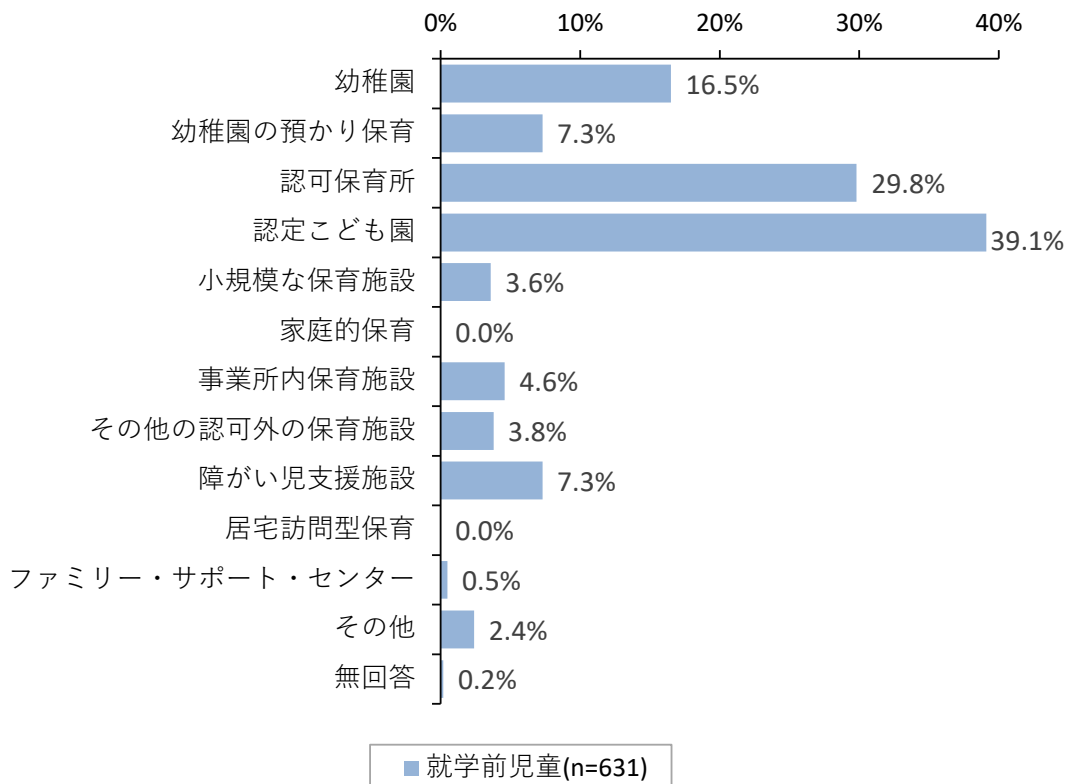
約7割の保護者が定期的な教育・保育事業等の保育等サービスを「現在、利用している」と回答しています。

・定期的な教育・保育事業を利用しているか【単一回答・就学前児童調査】



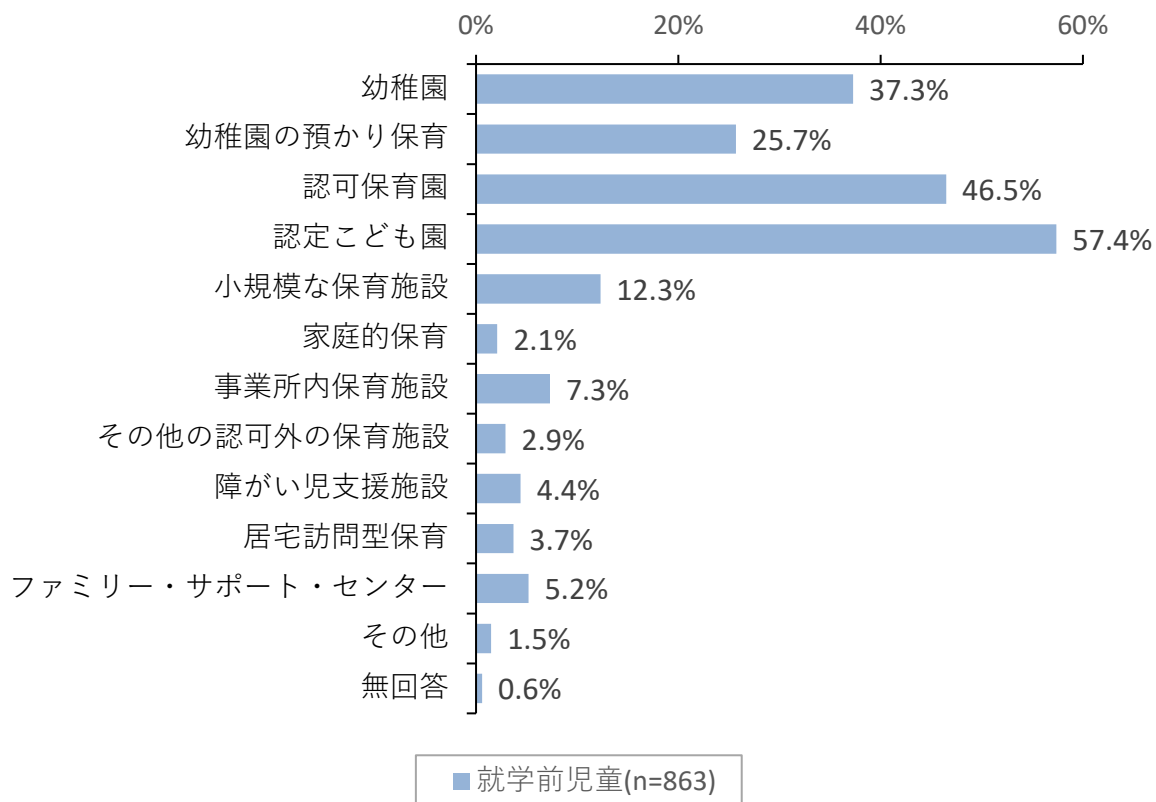
定期的に利用しているサービス、今後利用を希望するサービスについてはともに、「認定こども園」「認可保育所」「幼稚園」の順に割合が高くなっています。

・定期的に利用している教育・保育事業【複数回答・就学前児童調査】



・平日に定期的な利用を希望する幼稚園や保育園等サービス

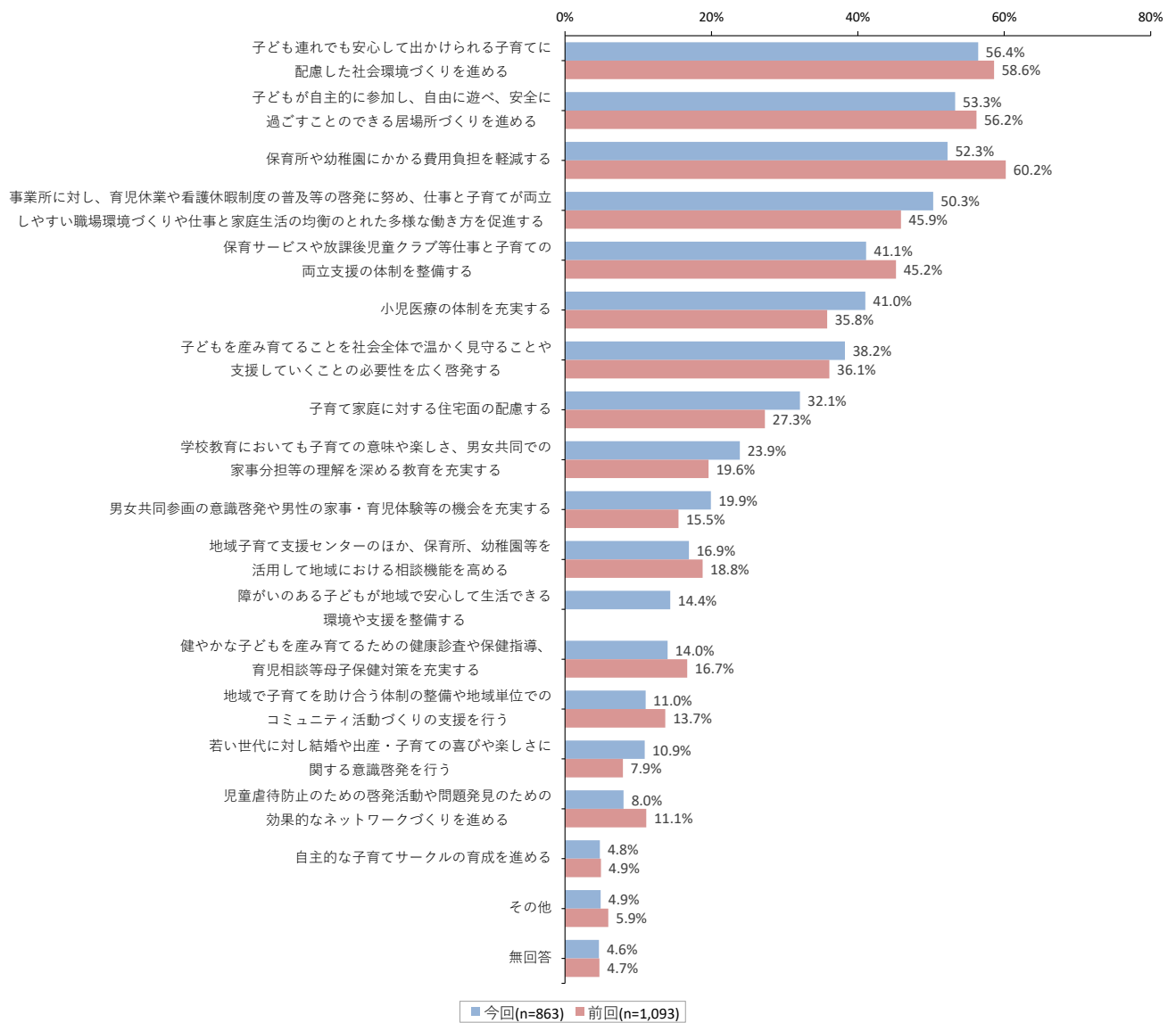
【複数回答・就学前児童調査】



◆ 始良市に求める子育て支援策

就学前児童調査では、「子ども連れでも安心して出かけられる子育てに配慮した社会環境づくりを進める」「子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進める」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減する」の割合が高くなっています。

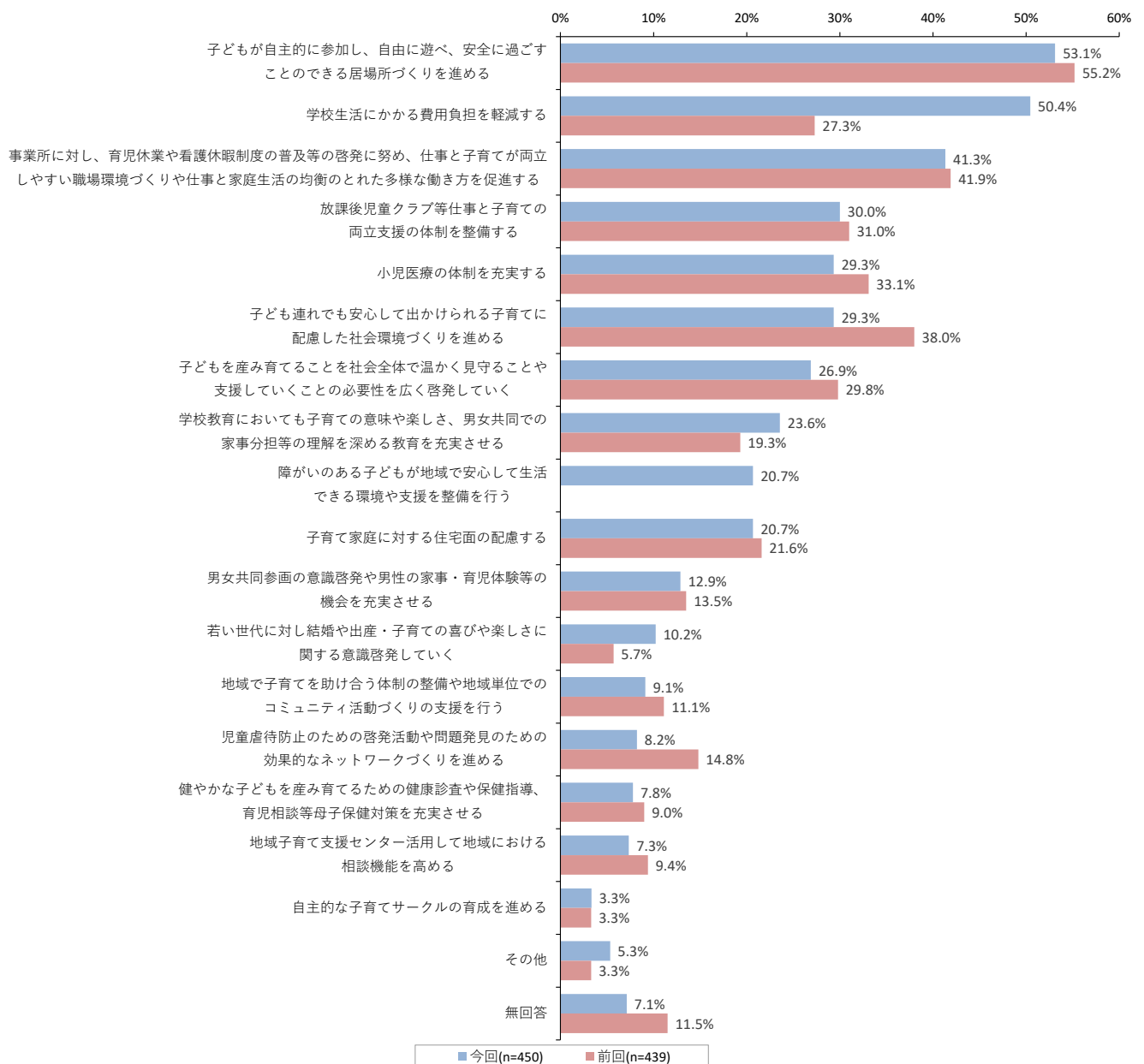
・始良市に充実を図ってほしい子育て支援策【複数回答・就学前児童調査】



※「障がいのある子どもが地域で安心して生活できる環境や支援を整備する」は今回調査より新たに追加された調査項目である。

小学生調査では、「子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進める」「学校生活にかかる費用負担を軽減する」「事業所に対し、育児休業や看護休暇制度の普及等の啓発に努め、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりや仕事と家庭生活の均衡のとれた多様な働き方を促進する」の割合が高くなっています。

・始良市に充実を図ってほしい子育て支援策【複数回答・小学生調査】



※「障がいのある子どもが地域で安心して生活できる環境や支援を整備する」は今回調査より新たに追加された調査項目である。

(3) 子ども・若者アンケート調査結果

①調査概要

◆ 調査の目的

第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子ども・若者の意見を反映することを目的とし、調査を実施しました。

◆ 調査時期

令和6年11月5日から令和6年11月22日に実施

◆ 調査対象・方法・回収状況等

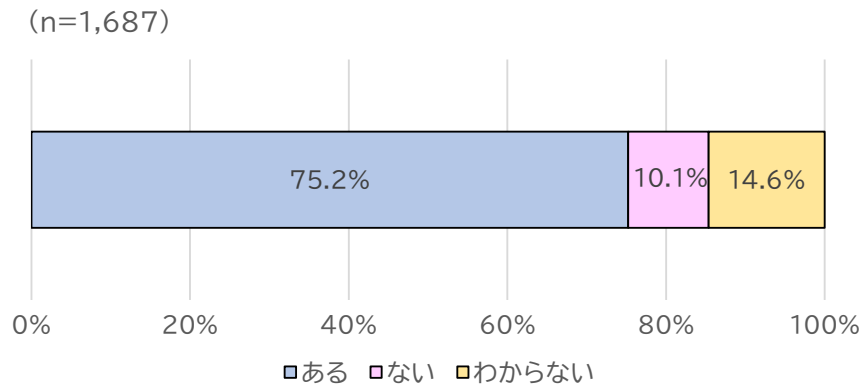
小学生向けアンケート	
調査対象	市内の小学校に通う小学4～6年生
回答方法	タブレット端末による回答
回答数 (学年別回答数)	1,687人※ (小学4年生：531人 小学5年生：550人 小学6年生：606人) ※市内の小学生（令和6年5月時点：2,469人）の68.3%にあたる
中高生向けアンケート	
調査対象	市内在住または市内の中学校に通う中学1～3年生 市内在住または市内の高校に通う高校1～3年生
回答方法	タブレット端末による回答（中学生） アンケートフォームによる回答（高校生）
回答数 (学年別回答数)	2,164人※ (中学1年生：720人 中学2年生：636人 中学3年生：656人 高校1年生：100人 高校2年生：32人 高校3年生：20人) ※市内の中高生（令和6年4月時点：4,835人、市外在住の生徒除く） の44.8%にあたる
若者向けアンケート	
調査対象	市内在住の19歳から39歳
回答方法	アンケートフォームによる回答
回答数 (性別・世代別回答数)	451人※ (男性154人 女性293人 性別不明4人) (19歳世代：2人 20歳世代：6人 21歳世代：2人 22歳世代：5人 23～25歳世代：28人 26～29歳世代：77人 30～34歳世代：140人 35～39歳世代：186人 世代不明：5人) ※市内の19歳から39歳（令和6年4月時点：14,548人）の3.1%にあたる

③ 調査結果（抜粋）

【小学生向けアンケート】

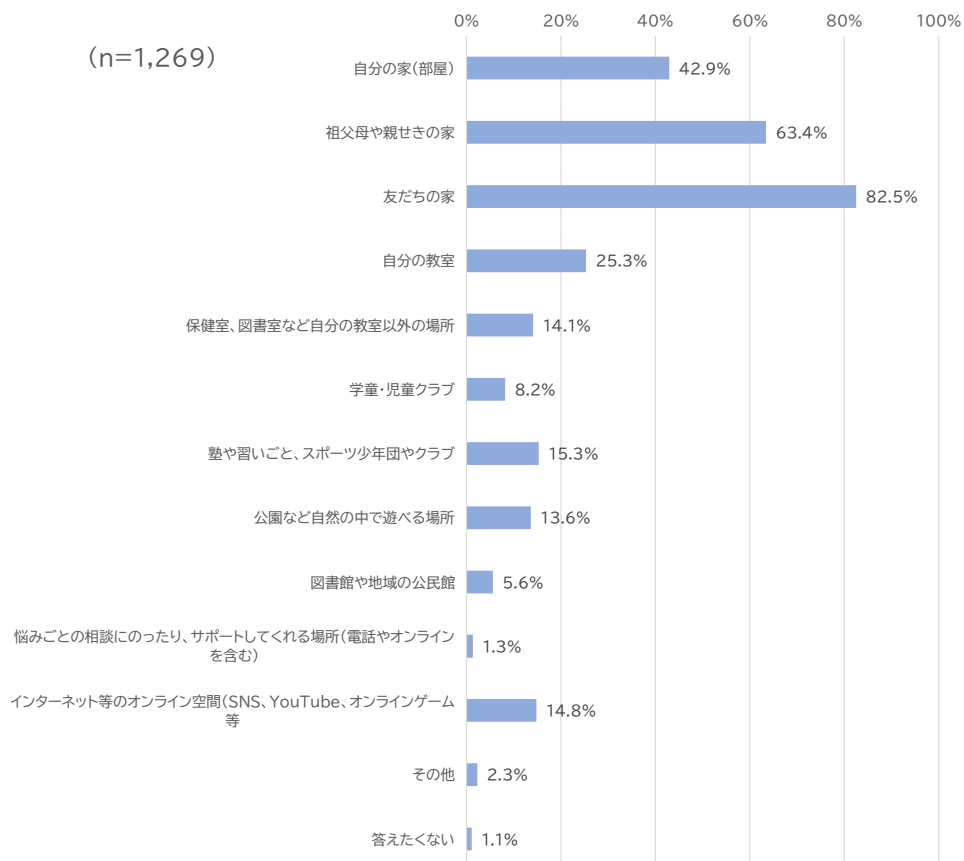
◆ 安心できる場所、ほっとできる・ここにいたいと感じる場所があるか【単一回答】

「ある」が75.2%、「ない」が10.1%となっています。



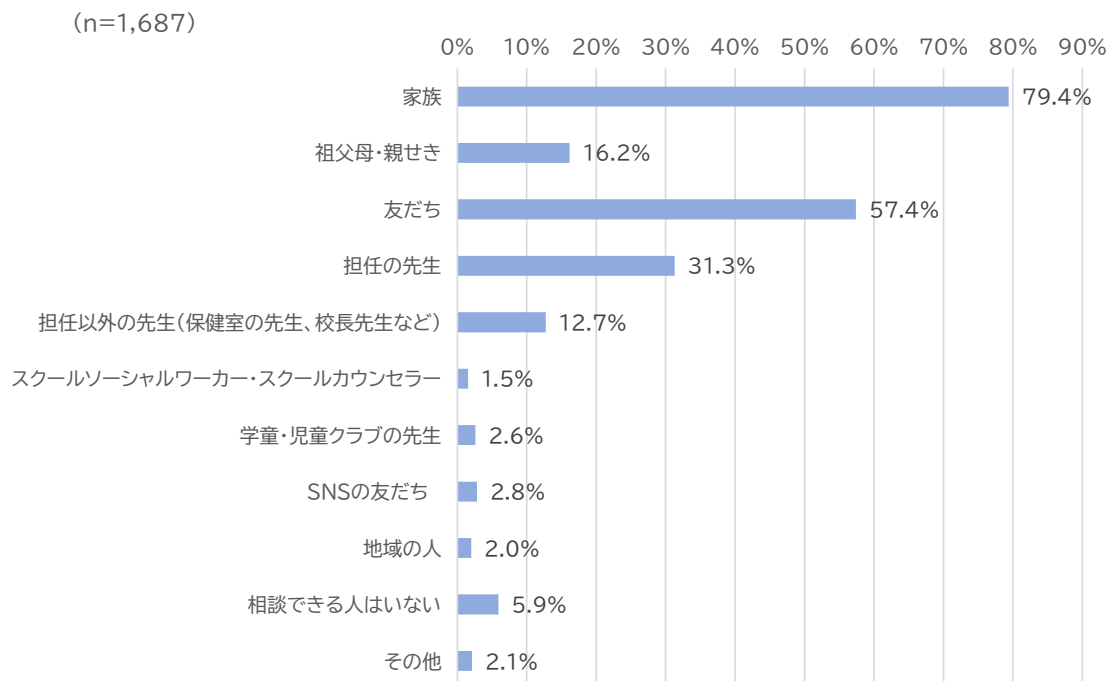
◆ 安心できる場所、ほっとできる・ここにいたいと感じる場所はどこか【複数回答】

「友だちの家」が82.5%で最も高く、次いで「祖父母や親せきの家」が63.4%、「自分の家（部屋）」が42.9%の順となっています。



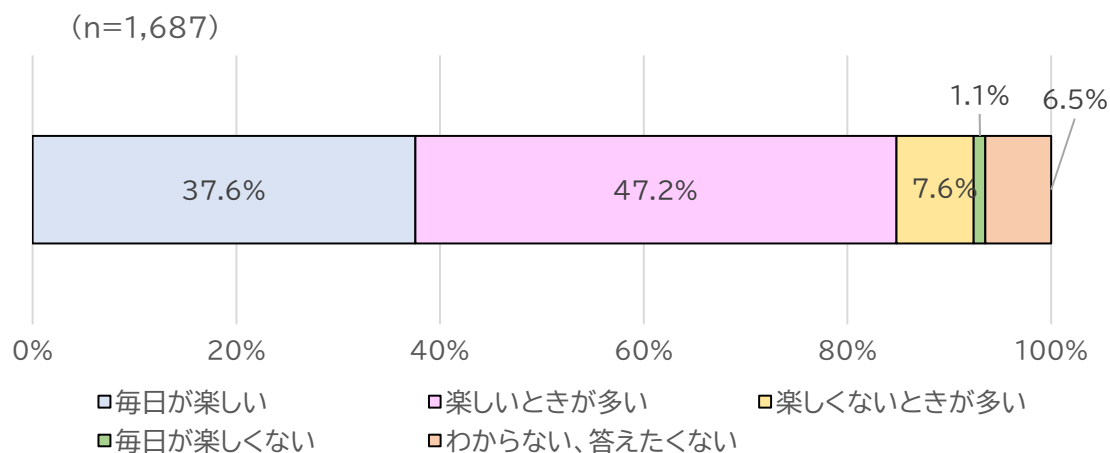
◆ 悩みごとや困りごとを相談できる人【複数回答】

「家族」が79.4%で最も高く、次いで「友だち」が57.4%、「担任の先生」が31.3%の順となっています。



◆ 毎日が楽しいか【単一回答】

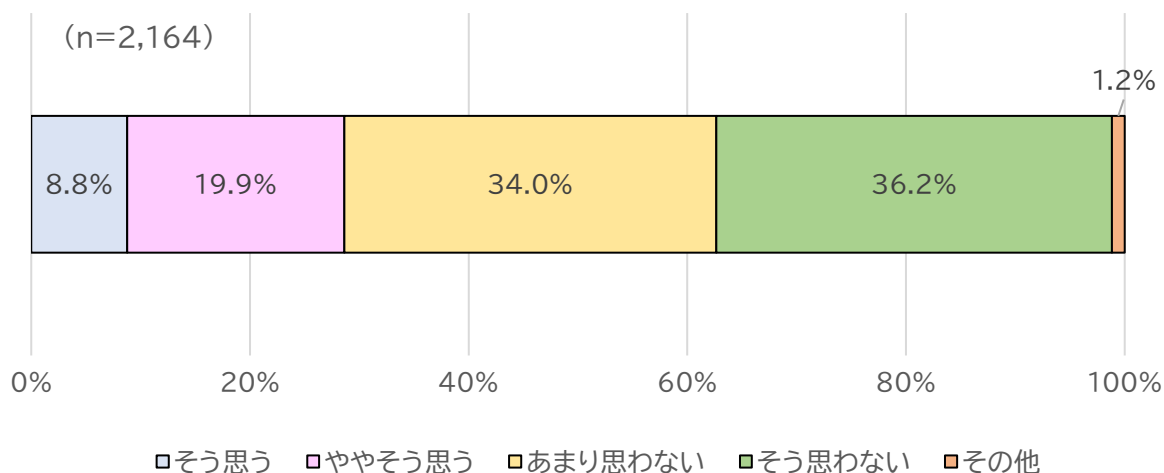
「楽しいときが多い」が47.2%で最も高く、次いで「毎日が楽しい」が37.6%、「楽しくないときが多い」が7.6%の順となっています。



【中高生向けアンケート】 【単一回答】

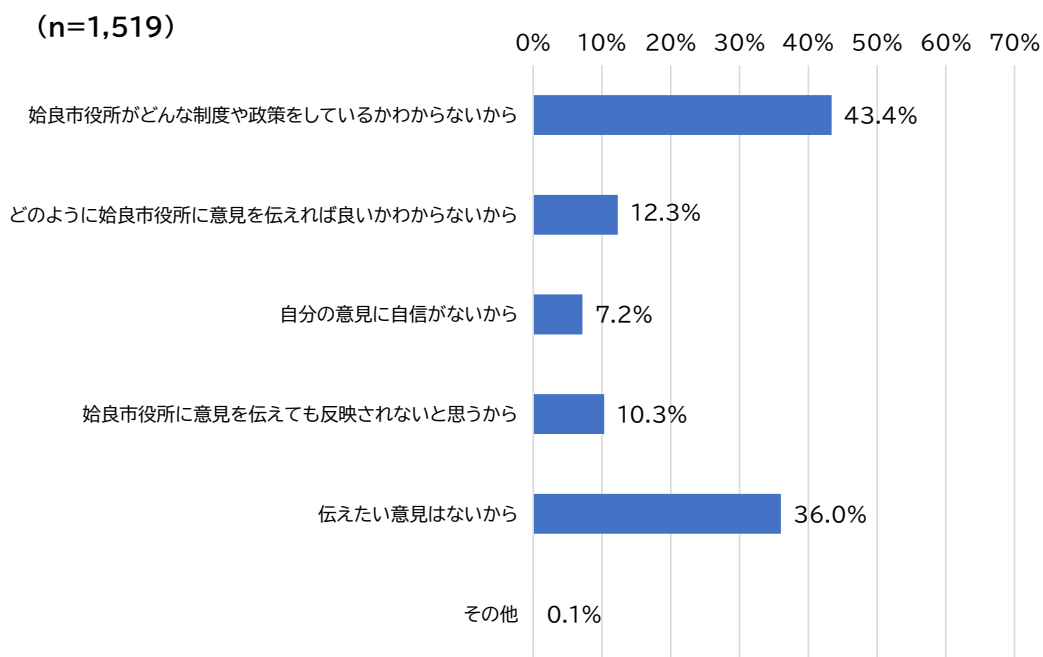
◆ 始良市の制度や政策について始良市へ意見や想いを伝えたいと思うか

「そう思わない」が36.2%で最も高く、次いで「あまり思わない」が34.0%、「ややそう思う」が19.9%の順となっています。



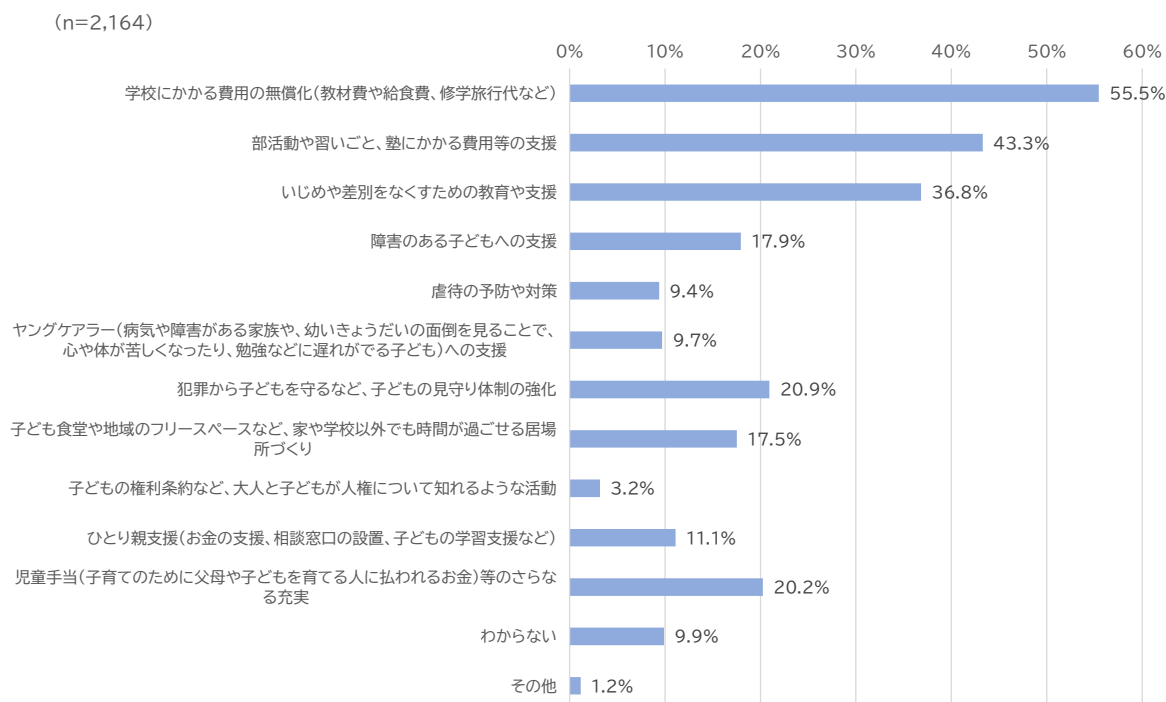
◆ 始良市へ意見を伝えたいと思わない理由【複数回答】

「始良市役所がどんな制度や政策をしているかわからないから」が62.1%で最も高く、次いで「伝えたい意見はないから」が53.3%、「どのように始良市役所に意見を伝えれば良いかわからないから」が17.6%の順となっています。



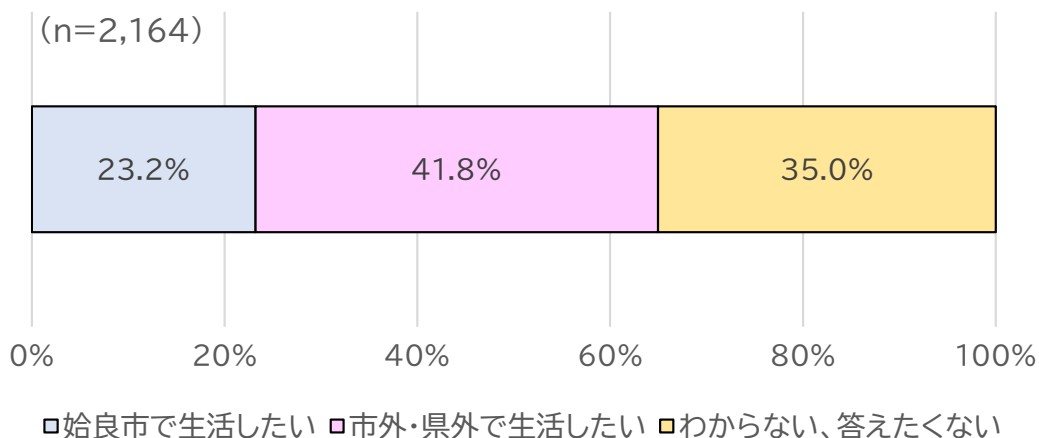
◆ 特に充実して欲しい子どもに関する取組【複数回答】

「学校にかかる費用の無償化（教材費や給食費、修学旅行代など）」が55.5%で最も高く、次いで「部活動や習いごと、塾にかかる費用等の支援」が43.3%、「いじめや差別をなくすための教育や支援」が36.8%の順となっています。



◆ 将来、始良市で生活していきたいか【単一回答】

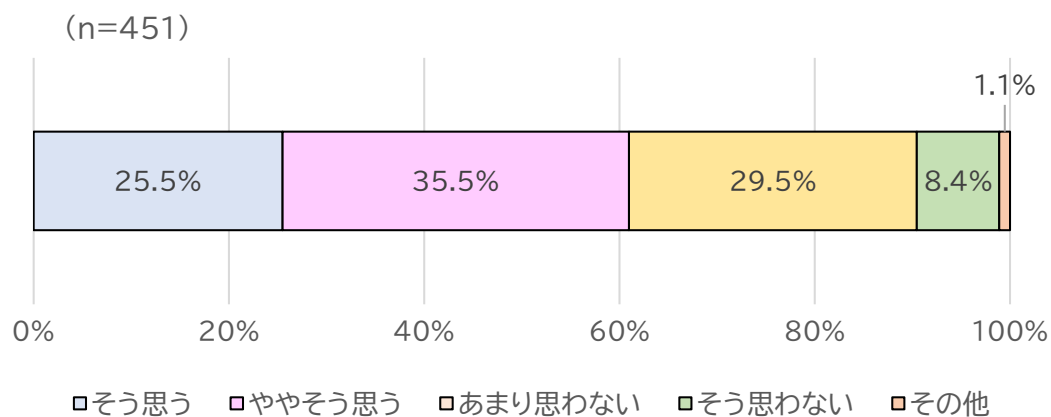
「市外・県外で生活したい」が41.8%で最も高く、次いで「わからない、答えたくない」が35.0%、「始良市で生活したい」が23.2%の順となっています。



【若者向けアンケート】

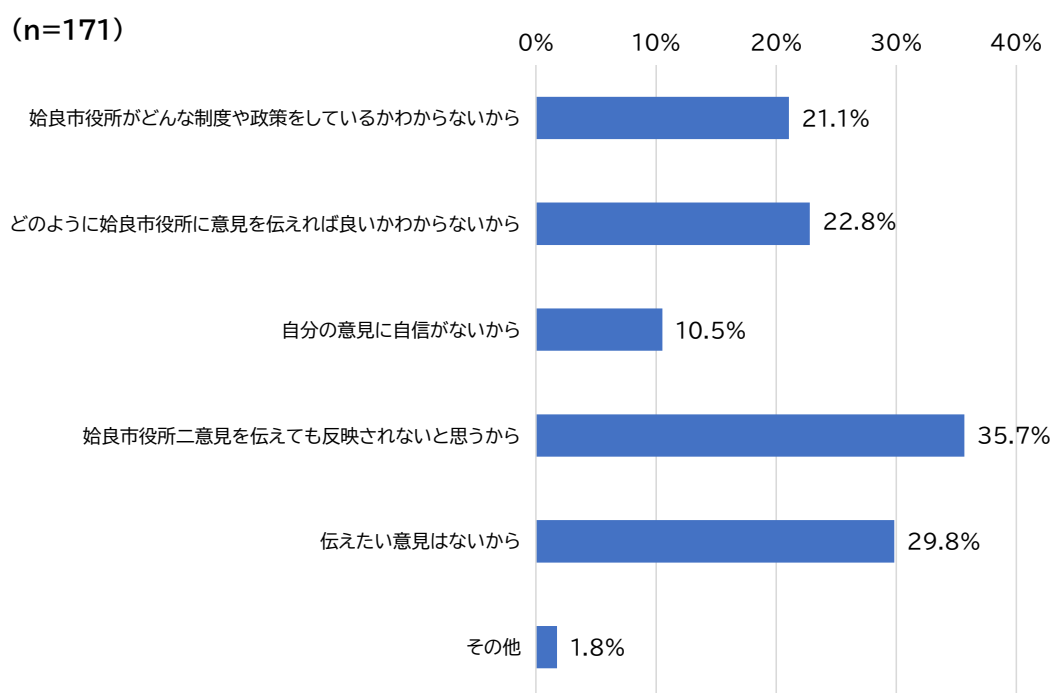
◆ 始良市の制度や政策について始良市へ意見や想いを伝えたいと思うか【単一回答】

「ややそう思う」が35.5%で最も高く、次いで「あまり思わない」が29.5%、「そう思う」が25.5%の順となっています。



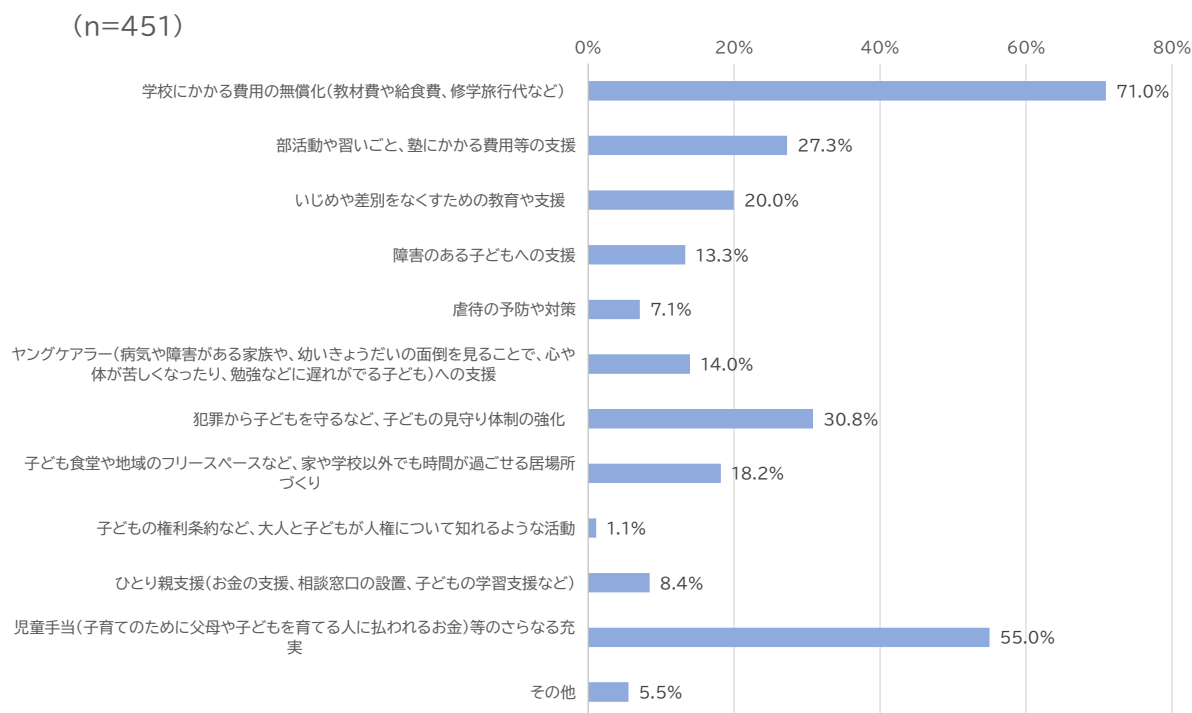
◆ 始良市へ意見を伝えたいと思わない理由【複数回答】

「始良市役所に意見を伝えても反映されないと思うから」が35.7%で最も高く、次いで「伝えたい意見はないから」が29.8%、「どのように始良市役所に意見を伝えれば良いかわからないから」が22.8%の順となっています。



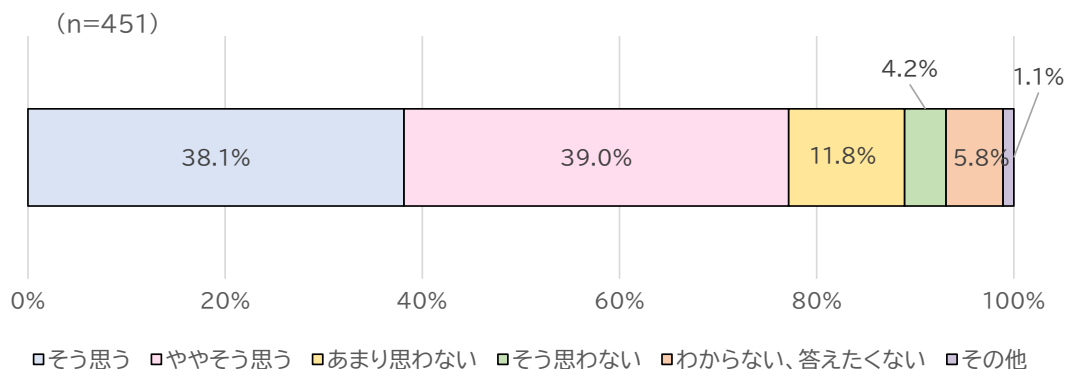
◆ 特に充実して欲しい子どもに関する取組【複数回答】

「学校にかかる費用の無償化（教材費や給食費、修学旅行代など）」が71.0%で最も高く、次いで「児童手当（子育てのために父母や子どもを育てる人に払われるお金）等のさらなる充実」が55.0%、「犯罪から子どもを守るなど、子どもの見守り体制の強化」が30.8%の順となっています。



◆ 将来、始良市で生活していきたいか【単一回答】

「ややそう思う」が39.0%で最も高く、次いで「そう思う」が38.1%、「あまり思わない」が11.8%の順となっています。



4 第2期計画の評価

(1) 提供体制についての評価

① 教育・保育の提供体制

事業	評価
【3～5歳】 1号認定及び2号認定 (教育希望)	ニーズに対して概ね確保ができています。公立幼稚園については、定員割れが進んでいます。
【3～5歳】 2号認定(保育希望)	確保方策が量の見込をわずかに下回っており、ニーズを満たしていません。(3歳児)
【0歳】 3号認定	確保ができています。
【1歳】 3号認定	確保方策が量の見込をわずかに下回っており、ニーズを満たしていません。
【2歳】 3号認定	確保方策が量の見込をわずかに下回っており、ニーズを満たしていません。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

事業	評価
地域子育て支援拠点事業	始良市子ども館「ちるどん」と、6か所の地域子育て支援センターを設置しており、ニーズに対する十分な確保ができています。
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	ニーズに対する確保ができています。
一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり)	ニーズに対する確保ができています。
一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり以外)	量の確保はできていますが、ニーズの多様化などにより利用に結びつかず、実績値は減少しています。
延長保育事業(時間外保育)	量の確保はできていますが、保護者の就労状況の変化などによりニーズが減少傾向にあります。
病児・病後児保育事業	事業の認知度も高まり、利用数は増加傾向にあります。ニーズに対する確保はできています。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	新年度に入る時期は、待機児童が多少見られますが、夏休み終了以降は減少する傾向にあります。ニーズの増加に併せて新規クラブの開設を行ったことから、受入体制はおおむね確保できたと思われます。
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票(14回分)を発行し、受診勧奨を行いました。また、多胎の妊婦については追加(5回分)の費用助成を実施しました。

乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の児に対して、母子保健推進員による訪問を実施し、児や保護者の状況確認や子育てに関する情報提供を行いました。訪問の結果、必要に応じて保健師等の専門職による支援を実施しました。
養育支援訪問事業（ママサポート）	特に支援が必要な保護者に対して、保健師・助産師等が訪問や面談等を行い、相談内容に応じた支援を実施しました。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要支援児童の支援に資する事業）	他事業により対応しており、本事業としては実施ませんでした。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	DVや経済的な理由による母子の一時避難のニーズが高まっていることから、令和6年10月に子育て短期支援事業の対象に当該要件を加え、新たに母子生活支援施設（3施設）を追加し、令和6年度は8施設で実施しました。
利用者支援事業	母子保健型においては、保健師・助産師等の専門職を配置し、相談対応や情報提供等、妊娠期からの支援を実施しました。また、各関係機関との連携を図りながら支援を実施しました。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	令和5年度までは、「新制度未移行幼稚園」の私立幼稚園（始良市内・始良市外）の副食費免除対象者の補助を行いました。 令和6年度以降は、始良市内の私立幼稚園が、新制度幼稚園に移行したため、学校教育課で補助を行うのは、始良市外の新制度未移行幼稚園（私立幼稚園）の副食費免除対象者のみとなっています。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	実施ませんでした。

(2) 取組の状況についての評価

主要施策Ⅰ 子育て家庭への支援

① 子育て支援サービスの充実

取組の内容	第2期計画の取組の状況
相談事業における各行政分野との連携強化、専門の職員による相談や必要な情報の提供、子育てサークルの活動支援や一時預かり等の充実	令和6年4月1日時点で、始良市子ども館「ちるどん」と、6か所の地域子育て支援センターを設置しており、子育て世帯に遊び・交流の場を提供するとともに、専門の職員による相談や子育て支援に係る情報の提供等により、子育てに関する不安解消に努めています。
ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実と子育てに関する養育支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業（始良市社会福祉協議会へ委託）は援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、助け合いによる子育て支援を継続して実施しています。病児・病後児保育事業はコロナ後から利用者が増加しているため、利用状況を見ながらニーズの把握に努めています。
民生委員・児童委員活動等を通じた子育て家庭の状況把握、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消	主任児童委員相互の連携を図るとともに、児童委員との連携を強めることで現状把握と行政機関等へのつなぎに努めています。
認定こども園の整備による教育・保育施設の一体的提供の推進	教育・保育施設の状況や保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園の整備による教育・保育施設の一体的提供の推進に努めています。
研修等の受講促進による幼稚園教諭や保育士等のスキルの向上、教育・保育人材の確保	保育協議会との共催による研修会や、集団指導を通じて、資質の向上に努めています。また、保育士の資格を有していない保育補助員の雇用の支援を行い、保育士資格取得につながるよう努めています。
認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携	子どもが小学校に就学する際は、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等について、幼稚園教諭・保育士等から小学校教員へ引継ぎを行うなどの連携を図っています。

② 経済的負担の軽減

取組の内容	第2期計画の取組の状況
各種経済的支援の継続的な実施及び充実	国の制度改正による児童手当の拡充や、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に対応した臨時給付金事業を実施しました。 子ども医療費助成事業については、令和3年4月から住民税非課税世帯の高校生世代まで現物給付方式を拡大し、令和7年度から実施する住民税課税世帯の中学生までの現物給付方式の拡大について、条例や実施体制の改正に取り組みました。
施設に対する指導監査等に関する県との連携、保護者や施設に配慮した施設等利用給付の検討・実施	施設への監査が必要な際は、県と合同で実施するなど連携を図っています。また、適正な施設等利用給付の実施に努めています。

③ 相談支援体制の充実

取組の内容	第2期計画の取組の状況
相談支援体制の確保、事業の周知	始良市子ども館「ちるどん」（利用者支援事業）及び地域子育て支援センターと必要時情報共有、連携を図りながら相談対応にあたっています。 子ども相談支援センター「あいぴあ」では、相談件数の増加により、令和6年度から子ども家庭相談員を増員し、相談体制の確保に努めました。 また、関係機関との連携を図ることにより、引き続き支援体制の確保や事業の周知を行っています。

主要施策 2 母子の健康の確保と増進

① 安心して妊娠出産できる環境の確保

取組の内容	第2期計画の取組の状況
子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保	出産・子育て応援事業を開始し、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施する伴走型相談支援（出産子育て応援ギフト）を一体として実施しています。 不妊治療費用の一部助成については、保険適用となったため、令和6年度から実施していません。

② 親子の健康への支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
乳幼児健診や健康相談、訪問指導の実施、健康教育等の一層の充実	乳幼児や保護者、子育てに関する施設等を対象として、発育・発達、栄養、歯科に関する内容の健康教育を実施しています。 幼児健診において、子どもの発育・成長への理解を深め、生活リズムの重要性や、脳や目の神経の発達について集団講話を実施しています。また、健診での栄養・歯科相談（希望制）やリーフレットを通して親子含めて健康に関する情報の普及啓発を行っています。
乳幼児健診の受診率向上、相談支援体制の充実	未受診者フォロー図を作成し、未受診者への連絡や対応を標準化し連絡が取れない家庭については、関係機関と連携するように体制を整え、受診率向上及び家庭環境の早期把握に努めています。

③ 食育の推進

取組の内容	第2期計画の取組の状況
心と身体の健康づくりの推進	月齢に応じた食生活の情報提供及び、食塩摂取等の食生活の改善を促す取組を実施しています。 食育推進事業や心を育む食育講演会の実施、栄養教諭のチームティーチングによる食育指導を実施しています。 子ども読書活動推進事業と連携して、物語に登場するメニューを給食に提供しました。

主要施策 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備について

① 学校における教育環境の整備

取組の内容	第2期計画の取組の状況
主体的に学ぶ態度の育成及び知識や技能の習得、試行力・判断力・表現力等を重視した教育の推進	全小・中学校で総合的な学習の時間等において年間計画を作成し、コーディネーターのサポートを中心に、多様な活動を実施しました。また、全中学校区ごとに統括コーディネーター、家庭教育サポーターを配置し、全小学校区にはコーディネーターを配置しました。 キャリア教育推進協議会において、小中学生の職場体験学習や職場見学、職業講話等の充実に向けた取組について協議しました。また、職場体験学習受入先や職業講話の講師の確保のために、「あいりキャリアサポートバンク」の見直しを図りました。 青少年育成市民会議において、郷土に学び・育む青少年運動の推進を図り、地域で特色のある取組を行いました。 健全な家庭づくりとあいさつ運動の推進及びインターネット・SNSの適切な利用の推進のポスター作成も行い、青少年の健全な育成を図りました。
子どもと地域住民がふれあう機会の提供やキャリア教育を一層推進する等の指導方法・指導体制の工夫改善	
地域の声の学校経営への反映、地域との連携・協働による地域の中の学校づくり	
学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくり、子どもの心の問題に寄り添った対応	

② 思春期の保健対策

取組の内容	第2期計画の取組の状況
発達に応じた保健教育の実施や普及活動の実施	市内中学校において毎年度デートDV防止講座を実施し、性についての正しい知識や情報を提供し、SNS被害を含む性犯罪・性被害を防ぐための啓発に取り組んでいます。 市内中学校(3校)に対し、ストレスマネジメント講座を実施しています。その中でストレスとの付き合い方等を学んでもらい、自殺等につながらないよう努めています。

③ 家庭の教育力の向上

取組の内容	第2期計画の取組の状況
保護者を対象とした家庭教育学級等の学習機会の充実による家庭の教育力の向上	市立4幼稚園・17小学校・5中学校に委託し、家庭教育学級を開設しました。 学級長研修会では、充実した家庭教育学級にするための講義やグループワーク等の研修を行いました。 家庭教育サポーターによる子育てサロンを実施し、保護者の悩みの解消に努めました。

主要施策４ 子育てと社会参加の両立支援

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組み

取組の内容	第２期計画の取組の状況
家族との時間を大切にできる職場環境づくり	市報において産後パパ育休制度や育児休業制度改正について周知し、男性の育児への参画について啓発を行いました。また、令和５年度には、これからの男性の家事育児参画について考え、家事・育児等の負担感を共有し、男女ともに仕事と家庭生活の両立を図る目的の講演会を実施しました。 市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進のためのイベントや、企業向け女性活躍推進セミナーの情報提供を行っています。 令和５年度は「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」に登録している市内事業所の、女性活躍や産休・育休取得推進の取組について市報に掲載を行いました。
仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成（インターネット等を活用した意識啓発の推進、父親の子育て参加を促す講座の実施、職場や地域社会全体への男性の育児休業に関する意識啓発等の推進）	
事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発、積極的に取り組む事業所のHPへの掲載等による社会的評価の促進	

② 保育サービスの充実

取組の内容	第２期計画の取組の状況
計画で定める量の見込みと確保方策に基づく保育サービスの充実	保育ニーズが増加しているため、利用状況の把握に努めています。また、延長保育、一時預かりの量の確保を行い、保育サービスの充実に努めています。

③ 放課後の居場所づくり

取組の内容	第２期計画の取組の状況
「新・放課後子ども総合プラン」に基づくすべての児童の安全・安心な放課後の居場所の確保	「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブはニーズの増加に併せて新規クラブの開設を行いました。また、すべての児童が利用できる放課後子供教室²の実施はしていません。
利用者のニーズや施設の状況を踏まえた放課後児童クラブの整備の検討	利用者のニーズ増加を踏まえて、令和３年に２か所、令和４年に１か所、令和６年に１か所を新規施設として増設しました。 （Ｒ３ ポラリス・宮島、Ｒ４ 陽向、Ｒ６ てんよう）

² 放課後子供教室：すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進するもの

地域の実情等を考慮した放課後子供教室の実施の検討	放課後子供教室を実施していません。
(放課後子供教室を実施する場合) 可能な限り一体型として実施	放課後子供教室を実施していません。
(放課後子供教室を実施する場合) 地域の実情に基づいた多様なプログラムの提供と児童の安全面に配慮した実施体制の構築	放課後子供教室を実施していません。
(放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備・実施する場合) 小学校内の余裕教室の把握や活用について学校等との協議の実施	余裕教室がなく、学校等と協議を実施することができませんでした。
(放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施する場合) 必要に応じた福祉部局と教育部局の連携による実施の推進	現在、放課後子供教室は実施していないため、放課後児童クラブとの連携した取組は行っていないですが、小学校敷地内等で実施している児童クラブの円滑な運営が維持できるように、必要に応じて教育部局と連携を行いました。
障がい・疾病・虐待等により特別な配慮を必要とする児童に対する受入体制の確保	障がい等の特別な配慮を必要とする児童の受入体制の確保として、支援員の加配を実施した施設は2か所から11か所に増加しました。
必要に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長	多くの放課後児童クラブで、すでに開所時間の延長を行っています。
放課後児童クラブ職員の研修参加の促進、専門的知識や技能を有する人材確保等による放課後児童クラブの質的向上	放課後児童クラブに研修の案内を通知しています。
放課後児童クラブの育成支援の内容等の周知・啓発	始良市のホームページ等に掲載することで周知しています。

④ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

取組の内容	第2期計画の取組の状況
産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者への情報提供・相談支援等の実施	情報提供、相談対応を継続的に行っています。
育児休業満了時から認定こども園、幼稚園、保育所等を円滑に利用できる環境の整備	母子健康手帳交付時の面談で、産前・産後休暇、育児休業の制度の情報提供及び職場への相談の勧めを行っています。併せて、本市の保育所等の入所に関する内容の情報提供を実施しています。

主要施策 5 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援

① 児童虐待対策の充実

取組の内容	第2期計画の取組の状況
児童虐待防止や被害児童への支援の充実	令和6年10月に子育て短期支援事業の対象に経済困窮等による母子の一時避難を追加しました。 人権教育の一環で、小学校や保育園、地区の民生委員等を対象に虐待防止の周知・啓発に取り組んでいます。 児童虐待対策の新たな事業については、市民のニーズに応じた導入の検討が必要です。
地域の関係機関との連携・情報共有による要保護児童対策地域協議会の取組の強化（専門性を有する職員の配置や講習会等への参加を通じた本市の体制強化）	要保護児童対策地域協議会の取組として、年1回の代表者会議、年4回の実務者会議、随時開催の個別ケース会議等を通じて関係機関との情報共有を図り、ケース支援に対する役割分担など連携強化に継続して取り組んでいます。
児童相談所への送致や援助依頼等、県との連携強化	児童の安全確保のために一時保護等が必要と判断した場合は、速やかに児童相談所への送致や援助依頼等連携強化に取り組んでいます。
乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、母子保健事業の相談・教室、関係機関との連携等を通じた家庭状況の把握、適切な支援へのつなぎ	乳幼児健診の未受診者については、乳幼児健診未受診時対応のフロー図を作成し、運用しています。早めの状況把握を行い、他部署との情報共有及び福祉部門との連携を強化しています。 母子保健事業で関わったケースについて、地区担当保健師間で日常的に情報共有を図るようにしています。また、ケース検討会を実施し、適切な支援へつなげられるように取り組んでいます。
関係機関と市が速やかに情報共有を行うための連携体制の構築	関係機関と情報共有を図っています。
児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等の積極的な活用	虐待の発生予防・早期発見のため地域の支援者、地域資源としての児童委員や子ども食堂の活用を図っています。
児童養護施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用	子育て支援、虐待予防の観点から子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等の数を拡大し、活用を図っています。
県との連携による地域の中で社会的養護が行える支援体制の整備	鹿児島県と連携して市民向けの里親説明会を開催するなど里親の開拓、広報啓発に努めています。

② ひとり親家庭等の自立支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
ひとり親家庭等の総合的な自立支援の推進	児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度の適正な運用を図り、国の制度改正による手当の拡充に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応したひとり親家庭等への臨時給付金事業を実施しました。 ひとり親の就労支援として、母子家庭等自立支援事業（高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金）の制度拡充に取り組みました。

③ 障がいのある子ども等を抱える家庭への支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
居宅介護や障害児通所支援、短期入所等のサービスの充実、関係機関との連携による支援体制の充実	障害児福祉サービスについては、障害者基幹相談支援センターへの相談だけでなく、子どもみらい課での発達相談等、連携を図ることにより、多方面からサービス利用につながっており、利用者数・量とも年々増加傾向にあります。 障がい者への福祉サービスについても、当該センターだけでなく、関係機関との連携により支援体制が図られており、利用の増加につながっています。 放課後児童クラブでは、障がい等の特別な配慮を必要とする児童の受入体制の確保として、支援員を加配、実施した施設が2か所から11か所に増加しました。
障害者基幹相談支援センター（あいか）の充実・周知の促進、総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりの継続	
関係機関との連携推進による障害児保育事業の充実、放課後児童クラブ等における障がい児等の受入体制の構築	

④ 不登校やひきこもりの子どもを抱える家庭への支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
関係機関との連携による問題を抱える家庭への訪問支援等、多様な相談に対応したきめ細やかな支援	学校や市教育委員会、スクールソーシャルワーカー（SSW）³等と連携し、個別の支援を実施しています。

³ スクールソーシャルワーカー（SSW）：問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整などを行う人のこと

主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進

① 子どもの安全の確保

取組の内容	第2期計画の取組の状況
子どもたちへの交通安全意識の醸成	17校区のコミュニティが学校側と連携した見守りを継続実施しています。また、地域活動としてあいさつ運動の実施や、各学校において、毎年交通安全教室を実施しています。毎年、小学校3校を「交通安全教育推進モデル校」に指定し、交通安全意識を高める指導を行っています。

② 犯罪・事故の被害にあわないための環境の整備

取組の内容	第2期計画の取組の状況
犯罪・事故の発生予防	防犯協議会は令和5年に防犯協会に統合されました。 防犯協会から自治会への補助金（防犯灯）交付は、令和2年度に廃止となっています。 地域安全パトロール隊、スクールガードリーダー（4名任用）などによる見守り活動（年間31回実施）や危険箇所の点検、交通安全教室を継続実施しています。 生活安全員による防犯パトロールを実施しています。 市内約600名の「見守り隊」が登下校の見守り活動に協力しています。 各小学校区について3年に1回、通学路の合同点検を行い、道路環境の改善に努めています。

③ 子育てを支援する生活環境の整備

取組の内容	第2期計画の取組の状況
バリアフリー化の推進	市内の公園については、バリアフリー対応のトイレ整備を進めています。 都市計画街路朝日町通線については、点字ブロックを施工しています。また、帖佐駅三拾町線も点字ブロックを施工予定となっています。 始良新庁舎前の交差点、加治木新庁舎前の交差点(網掛川側)の交差点の段差をなくす等、歩道の一部をバリアフリー化する整備を行いました。
公園等の計画的な整備と適切な管理	遊具点検や修繕等も行い、草刈りや芝刈り等も定期的に実施しています。

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的理念

本市においては、第1期計画及び第2期計画における基本理念として「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を掲げ、お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現に向けた子育て支援を推進してきました。

お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現を目指す考え方は、不変であると考えられることから、本計画の基本理念も、これまでの計画を継承するものとします。

男女が共同し、子どもを安心して生み育て、
子どもが健やかに育つまちづくり

2 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有について

令和5年4月、こども家庭庁の創設と併せ、すべてのこどもと若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指す「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」に基づき、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、こども・若者と共に進めていくこと、といったこども施策に関する基本的な方針を掲げ、子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有していくことを重要事項としています。

本市では、主に小学生を対象とした啓発運動として「人権の花」運動を平成26年度から実施しています。この運動は、「人権の花」であるひまわりの種を見童が協力しながら育成することを通して、相手の立場になって考え、行動し、感謝することの大切さを学ぶとともに、豊かな情操とやさしい思いやりの心を育て、人権尊重の思想をはぐくむことを目的としています。

今後も、すべての子ども・若者に対して、「こども基本法」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。また、子どもの教育、養育の場において、子どもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

3 基本目標

本計画では、国が「こども大綱」で示す「こども施策に関する重要事項」に基づき、次の3つの基本目標を定めて施策を推進します。

基本目標1 ライフステージを通した切れ目のない支援の実現

子ども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。本計画では、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を実現することを目標に掲げて、すべてのライフステージに共通する各施策に取り組めます。

基本目標2 ライフステージ別の課題に対する支援の充実

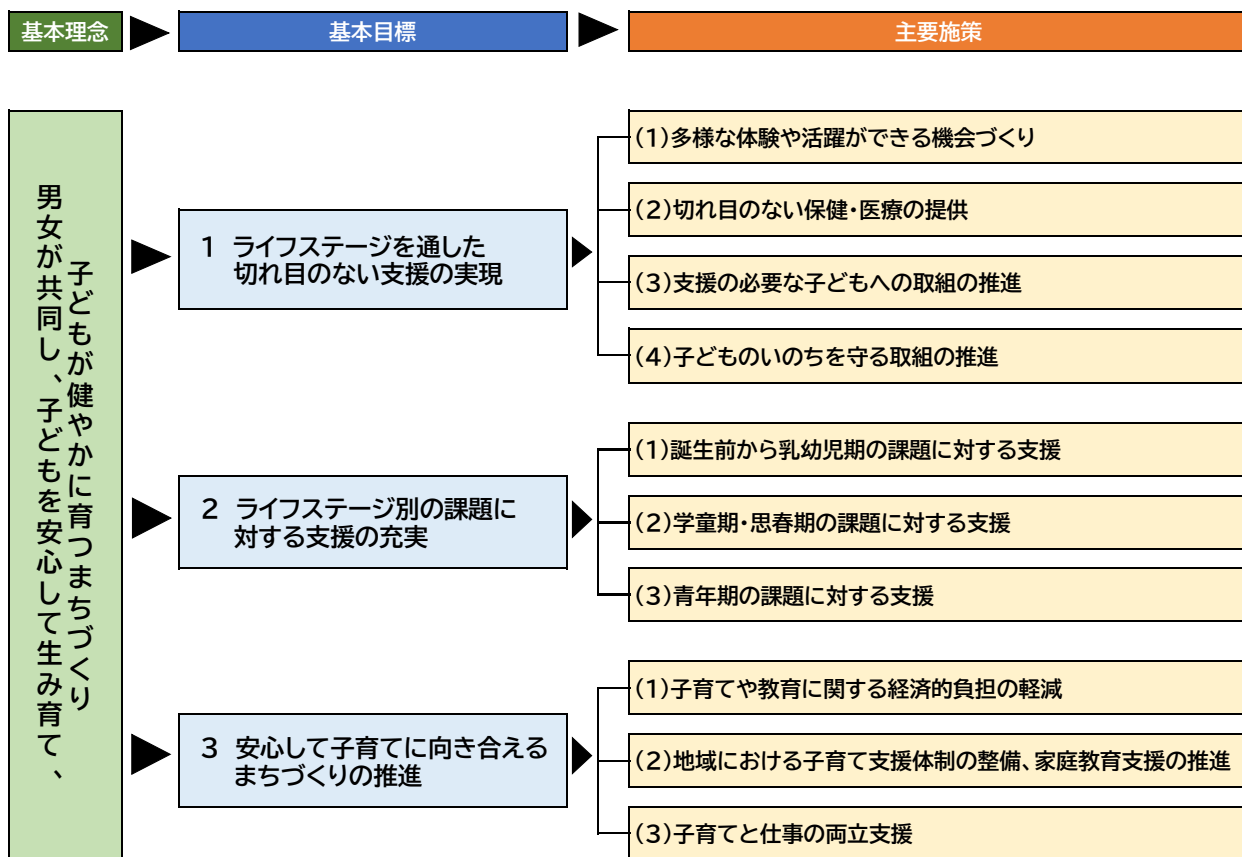
子ども・子育てに関する施策を進めるにあたっては、誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期とそれぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。本計画では、それぞれのライフステージにおいて起こりうる課題とその背景に目を向けた、きめ細やかな支援の充実に取り組めます。

基本目標3 安心して子育てに向き合えるまちづくりの推進

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。本計画では、子育て当事者への様々な支援の充実を図り、全体で支援するまちづくりの推進に取り組めます。



4 施策の体系

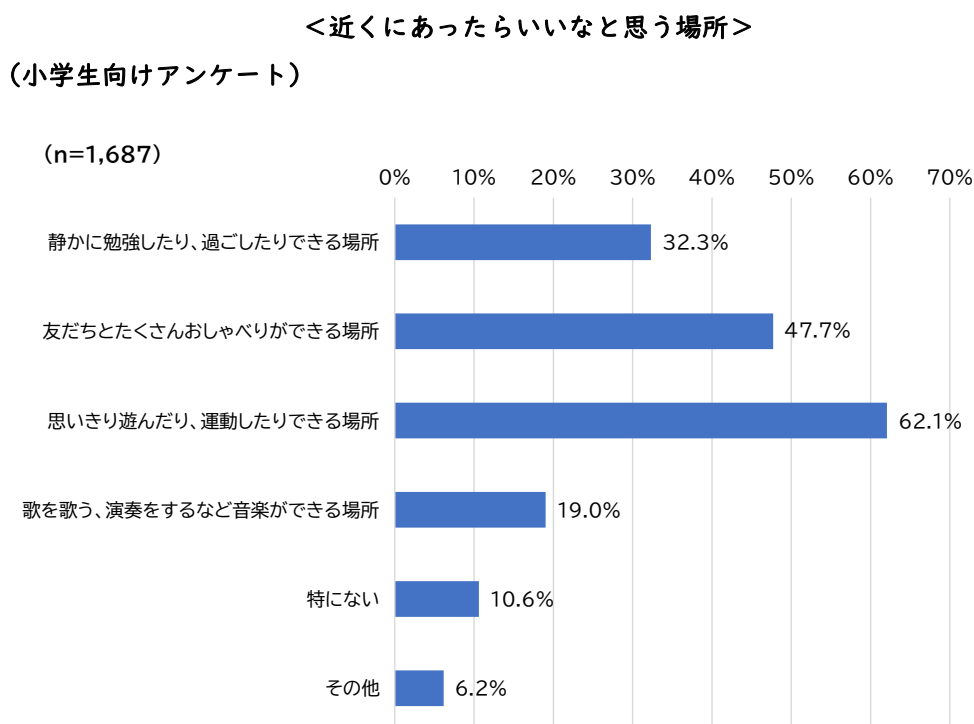


基本目標Ⅰ ライフステージを通した切れ目のない支援の実現

(Ⅰ) 多様な体験や活躍が出来る機会づくり

現状と課題

令和6年度に実施した本市の子ども・若者アンケート調査による小学生向けアンケート（以下、「小学生向けアンケート」という）において、「近くにあったらいいと思う場所」について、「思いきり遊んだり、運動したりできる場所」が62.1%で最も高くなっています。



子どもが様々な体験や活躍できる機会を持つことは、成長にとって非常に重要なことです。体験を通して自分の能力や価値を認識し自信を持つこと、仲間と協力し目標達成する経験はコミュニケーション能力や協調性、自己肯定感を高め「生きる力」を育成します。また、学校だけではなく地域のひととふれあう経験は、地域への愛着を持ち、地域の一員としての自覚をはぐくむ大切な経験になっていきます。学校・家庭・地域が連携して子どもたちの成長の場を提供し、多様な体験や活躍の機会・場を通して自ら学び、成長し、社会の一員として活躍できるような子どもたちの育成支援に取り組む必要があります。

本市では、始良市教育委員会等の主催により、未来を担う青少年を育成するため、学校や学年の枠を超えた青少年育成活動を実施しています。「あいら未来特使団」では、登山による体験を中心としたプログラムを実施し、「チャレンジする心」、「仲間と協力する心」、「思いやりの心」を培う活動をしています。また、長期宿泊生活を送りながら集団登下校体験をする事業である「AIRAふるさと学寮」、ふるさとに根ざした体験活動を通して、協調性・自立性・積極性を養成し、郷土愛に満ちた青少年リーダーを育成する「AIRAふるさとチャレンジャー」、小学生に様々な体験活動の場を提供する「ムーミン講座」などの活動も行っています。

性別にかかわらず、それぞれの子ども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる必要があります。人の性のあり方（セクシュアリティ）は様々で、身体の性、自認する性、好きになる性及び服装やしぐさ、言葉づかいなどの表現する性といった要素の組合せにより無数に存在します。しかしながら、性の多様性が否定されることで、偏見や差別により日常の様々な場面で困難に直面し、生きづらさを抱えている方がいます。そのため、性的指向・性自認等について、正しい理解を促進し、差別や偏見を解消するため、啓発活動に取り組む必要があります。

今後の取組

○子ども・若者が多様な学び、遊び、体験、活躍ができる機会づくり

地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等と連携・協働して、子ども・若者の年齢や発達の程度に応じた自然体験、職業体験、文化芸術体験等、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場の創出に努めます。

また、青少年の健全育成などに取り組む団体等の活動の支援に努めるとともに、子どもから誰でも気軽に参加できる生涯スポーツの推進、各団体と連携した競技スポーツの振興等に取り組みます。

今後も、子ども・若者の「チャレンジする心」、「仲間と協力する心」、「思いやりの心」を培い、始良市の未来を担う青少年を育成するための活動を推進していきます。

チャレンジ!日本一
～めざせ富士山頂!3,776mへ挑む～



あいら未来特使団（始良市ホームページより）

○子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。男女共同参画の推進、性的指向・性自認等の多様性に関する知識の普及啓発のため、市内中学生等を対象に男女共同参画講座や性の多様性に関する情報発信を行います。

(2) 切れ目のない保健・医療の提供

現状と課題

子どもに対する保健・医療の提供が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。

本市では、令和6年度に「健康あいら 21（第3次始良市健康増進計画）」を策定し、「わたしもあなたも支えあい夢と希望があふれるまち ～みんなが主役の健康づくり～」を基本理念として市民の健康づくりを推進しています。この計画では、ライフコースアプローチ⁴を踏まえた健康づくりとして、子ども、働く世代、高齢者、女性のそれぞれの健康づくりについて取組を推進していくこととしています。子どもの健康に関する現状として、低出生体重児の出生割合が鹿児島県と比較して近年やや高くなっていること、毎日朝食をとっている割合が中学生、高校生で前回調査と比較して減少していること、肥満度判定基準別にみた「やせ」の割合が中学2年生、高校2年生で前回調査と比較して増加していることなどの傾向がみられています。

食生活の充実、健康な体を作るだけではなく、望ましい生活のリズムを確立するためには欠かせないものです。本市では、食育推進事業として心を育む食育講演会の実施、栄養教諭のチームティーチングによる食育指導などを行っています。

今後の取組

○子どもの健康づくりの推進

「健康あいら 21（第3次始良市健康増進計画）」で掲げる子どもの健康づくりを推進するための分野別施策である、飲酒、喫煙のきっかけ防止対策の推進、健康的な生活習慣に関する知識の啓発、こころの健康づくりの推進に取り組めます。

○親子の健康への支援

乳幼児期の健康管理について、発育・発達状況を確認するため、成長に応じた乳幼児健診や母子相談、訪問指導等を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

○妊産婦乳幼児健康診査の受診率向上

妊産婦乳幼児健康診査の受診率向上を図るための受診勧奨に引き続き取り組み、疾病の早期発見・早期治療、相談・支援体制の充実に努めます。

○子どもの成長や発達に関する普及啓発及び食育の推進

子どもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親や子どもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、市民全体の理解を深めるための普及啓発を促進します。

また、成長の段階に応じた食に関する情報の提供等による食育の推進に取り組めます。

今後も、子どもの成長や発達、栄養に関する教室の継続的な開催や母子相談、訪問指導等の充実を図り、心と身体の健康づくりを推進します。

⁴ ライフコースアプローチ：胎児期から老年期までの人生の各ステージにおける健康やリスクの予防に取り組む考え方

(3) 支援の必要な子どもへの取組の推進

現状と課題

家庭の状況により発生する子どもの貧困は、子どもたちの将来を大きく左右する社会問題であり、健康面、教育面、社会参加の面で様々な困難を抱え、大人になってからも貧困の連鎖から抜け出すことが難しくなるといったおそれがあります。また、家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題も指摘されています。すべての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けるための支援が必要です。

障がい児支援・医療的ケア児等への支援については、こども基本法に加え、障がい者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加の支援が必要です。本市の障害児福祉サービスについては、障害者基幹相談支援センターへの相談だけでなく、庁内関係部局とも連携し、子どもみらい課での発達相談等、多方面からサービス利用につながっており、利用者数・量とも年々増加傾向にあります。なお、放課後児童クラブでは、障がい等の特別な配慮を必要とする子どもの受入体制の拡充を図るため、支援員の加配を実施した施設は前期計画期間において2か所から11か所に大きく増加しています。

社会的養護を必要とするすべての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障⁵を目指して、養育環境の改善、親子関係の再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援につなぎながら、家庭養育優先原則に基づき、子どもが温かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて育つよう、里親専門相談員などの支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるための支援が必要です。

子どもでありながら家族の介護や家事などを担うヤングケアラー⁶については、本来子どもが経験すべき成長の機会を奪われ、心身に大きな負担を抱える問題があります。本市のヤングケアラーに関する実態の把握に努めるとともに、貧困やヤングケアラーの子どもたちを適切な支援に結び付けるための取組が必要です。

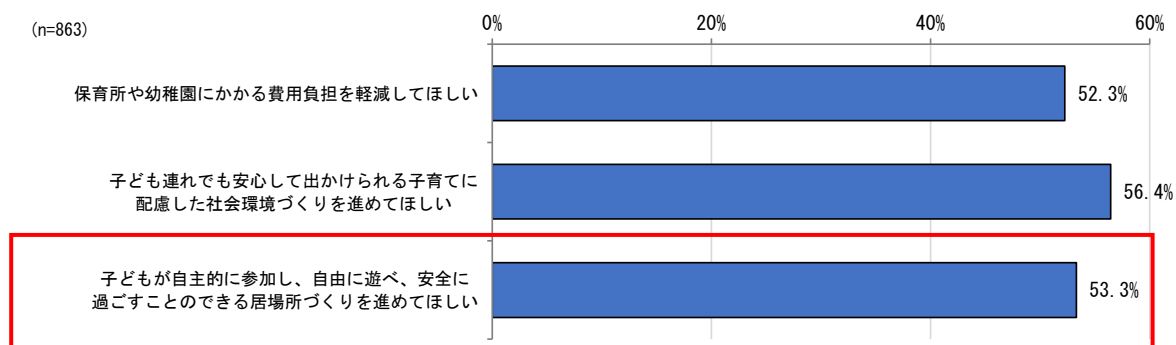
⁵ パーマネンシー保障：子どもに安定的なケアを保障するという考え方

⁶ ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね30歳未満の子ども・若者（状況等に応じ、40歳未満を含む）

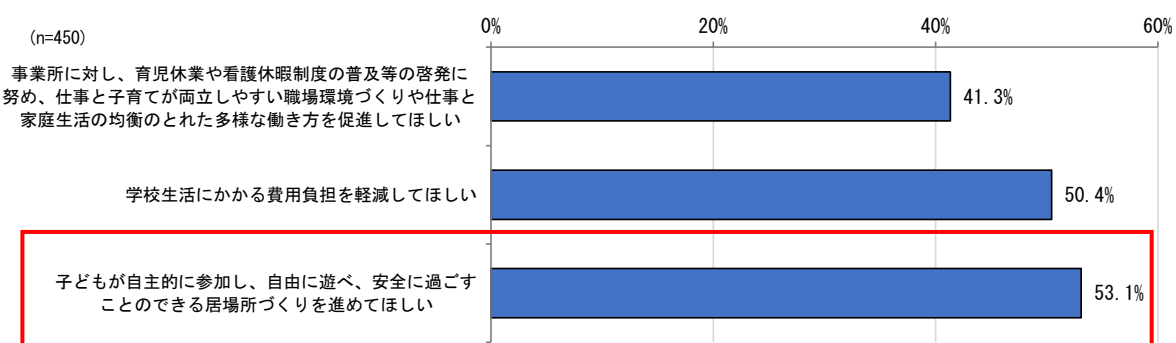
令和5年度に実施した本市のニーズ調査による就学前児童の保護者への調査（以下、就学前児童調査という）及び小学生の保護者への調査（以下、小学生調査という）においても、「始良市に対して、どのような子育て支援の充実を期待しているか」について、就学前児童調査、小学生調査ともに「子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めてほしい」が5割以上となっています。

< 始良市に対して、どのような子育て支援の充実を期待しているか（上位3つ） >

（就学前児童調査）



（小学生調査）



様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが重要であり、子ども施策、福祉施策、教育施策など様々な分野の関係者が連携して取り組む必要があります。

今後の取組

○安全・安心な子どもの居場所づくりの推進及び子どもの貧困対策

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、子どもの健全育成を図ることを目的に、放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブを令和7年4月現在、28 か所で開設しています。今後も、国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」及び共働き世帯の増加等による利用者のニーズや施設の状況等を踏まえた放課後児童クラブの整備を検討し、安全・安心な子どもの居場所づくりに努めます。

また、障がい・疾病・虐待等により、特別な配慮を必要とする子どもが安心して過ごすことができる居場所を確保するための施設の受入体制の拡充に引き続き取り組みます。

さらに、放課後児童クラブ職員の質的向上を図るための研修の案内や、放課後児童クラブに対する理解の向上に向けた利用者や地域住民に対する市のホームページ等での周知・啓発を引き続き実施します。

加えて、子どもの貧困解消を含めた居場所づくりとして、始良市子ども食堂ネットワークとも連携を図りながら継続的な支援に努めます。

なお、放課後子供教室については本市では令和7年3月現在実施していませんが、今後、地域の実情等を考慮しながら実施の検討を行います。

○障がい児支援・医療的ケア児等への支援の推進

本市では、障害福祉施策の推進を図るための指針として、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象者とする「始良市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を示すとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施について定めています。今後も、前述の計画に基づき、関係機関との連携による支援体制のもと、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅介護、短期入所等のサービスの実施状況を評価及び検証します。また、庁内関係部局と連携し、様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。さらに、認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業における障害児保育事業の充実、放課後児童クラブ等における障がい児等の受入体制の構築について、関係機関と連携して推進します。

○社会的養護施設との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携を図るなど、地域資源を活用した社会的養護の推進に努めます。また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

○ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについて正しい理解に向けた啓発活動を行うとともに、具体的な事案については、子が主たる介護者とならないよう、関係各機関と連携し対応します。

(4) 子どものいのちを守る取組の推進

現状と課題

子どもへの虐待は深刻な人権侵害であり、身体だけではなく心にも深い傷を負うこととなるため、迅速かつ適切な対応が求められています。本市では、養育支援を必要とする家庭を子ども相談支援センター「あいびあ」が関係機関等と連携することで早期に把握し、各種事業を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、速やかに児童相談所による支援を求めるなど、関係機関との連携強化に取り組んでいます。また、子育て短期支援事業の対象に DV 被害を受けている母子を追加し、さらに、小学校や保育園、地区の民生委員等を対象とした虐待防止の周知・啓発を行うなど、子どもへの虐待防止対策の充実を図っています。

子どもが被害者となる犯罪は、子育て中の保護者にとって、大きな不安のひとつとなっています。犯罪被害から子どもを守る取組として、本市では、地域安全パトロール隊、スクールガードリーダーなどによる見守り活動や、生活安全員による防犯パトロール等を実施しています。

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察等の関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取組を推進していく必要があります。本市では、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を身につけるための交通安全指導や交通安全教室等の実施、交通安全教育推進モデル校の指定による指導等を通じて、子どもたちへの交通安全意識の醸成を図っています。また、地域安全パトロール隊、スクールガードリーダーなどによる危険箇所の点検や、各学校区の通学路の合同点検により道路環境の改善に努めています。さらに、地域の見守りを強化し、犯罪・事故等を抑止することを目的として、防犯カメラの設置を行っています。

近年、地震や風水害等の自然災害が多発しています。子どもや子育て世帯に対する災害時の避難行動や支援、学校や幼児教育・保育施設の対応等について、関係機関と連携を図り、防災・減災に向けた体制整備の必要性が高まっています。

子育てを支援する生活環境の整備として、本市では公共トイレや点字ブロックの設置、路面の段差の解消等のバリアフリー化を推進しています。また、公園等の遊具点検や修繕、草刈り等の定期的な実施にも努めています。

インターネットやスマートフォンを通じた個人情報の流出や出会い系サイトの不適切な利用、ネットいじめなど、子どもが巻き込まれる恐れのある犯罪・問題防止のため、インターネットの適切な利用にかかる周知や、保護者に対する注意喚起などの対策に取り組む必要があります。

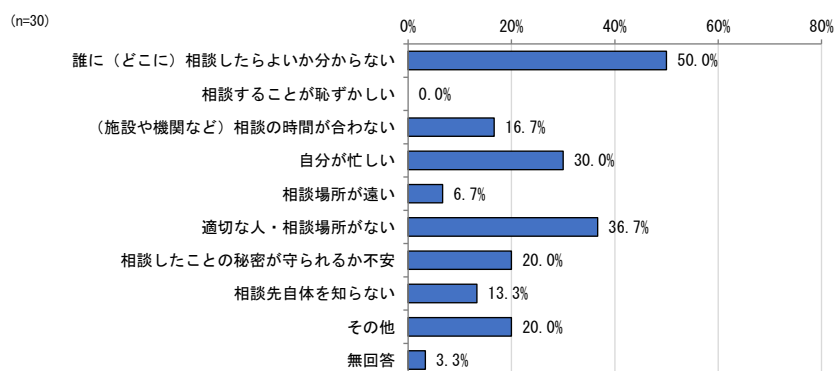
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという役割喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担などにより、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と考えられています。本市の自殺率（人口10万対）は、平成28年以降は国や鹿児島県よりも低く推移していますが、全国的には若い世代の特に女性の自殺者数は増加傾向にあります。本市では、「誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現」を基本理念とする「始良市自殺対策計画」を策定し、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」などの基本施策に基づき、関係機関・団体との連携による子ども・若者の自殺対策の取組を推進しています。

本市の就学前児童調査及び小学生調査において、「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人・場所」が「いない・ない」と回答した理由として最も多かったのは、就学前児童調査では「誰に（どこに）相談したらよいか分からない」（50.0%）、小学生調査では「適切な人・相談場所がない」（58.3%）となっています。

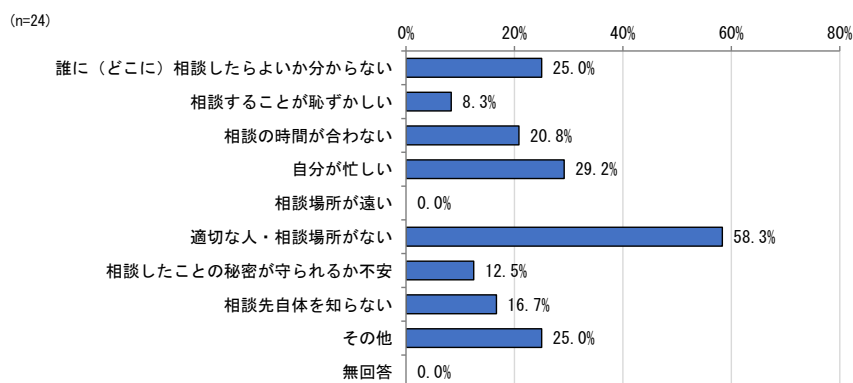
本市では、子育て等に関する悩み・不安を解消するため、子育てコンシェルジュ、子ども相談支援センター「あいぴあ」、障害者基幹相談支援センター「あいか」、子育て支援センター等を配置・設置し、相談への対応、必要に応じた支援・情報提供を行っています。また、必要時には子ども館「ちるどん」（利用者支援事業）をはじめとする子育て支援センターと情報共有、連携を図りながら相談対応にあたっています。相談件数は増加傾向にあり、子ども相談支援センター「あいぴあ」では、子ども家庭相談員を増員し、障害者基幹相談支援センター「あいか」では、基幹相談員の増員及び地区割りの再編により、相談体制の確保に努めています。

<子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所がない・ない理由>

（就学前児童調査）



（小学生調査）



今後の取組

○子どもへの虐待防止対策の強化

子どもへの虐待防止対策強化として、子ども相談支援センター「あいびあ」職員による研修の実施や、市ホームページでの周知・啓発、子どもの虐待への対応（通告の義務）に関する説明文の保護者への定期配布を実施します。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議を年1回、実務者会議を年4回、個別ケース検討会議を随時開催し、関係各機関と連携を図ります。

障がい児の障害児施設からの虐待防止については、障害者虐待防止法に基づき、適切な対策を講じていきます。

○犯罪被害や事故・災害から子どもを守る環境の整備

本市では、市民が、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するための基本理念と、市、市民及び事業所等の責務を定め、それぞれが連携し、又は協力することにより、犯罪、事故及び災害を未然に防止することを目的とし、市民の安全確保等に取り組んでいます。

犯罪被害から子どもを守るため、今後も始良市地域安全パトロール隊と連携し、管内の犯罪状況や危険箇所等について情報共有を図った上で、重点パトロールを実施します。また、防犯灯LED化推進事業として行っているLED防犯灯の設置を今後も推進します。自治会防犯灯の維持管理費の軽減につながるLED防犯灯の新設・交換の際の設置費用の補助を行うことで、より明るいまちづくりを推進します。さらに、通学路における通学路防犯灯の新設及び維持管理にも引き続き取り組みます。

子どもの交通安全への意識付けとして、市内の小学校、幼稚園などにおいて、各年代に適した交通安全教室を県交通安全協会や始良警察署と共同で実施し、横断歩道の渡り方、自転車の乗り方、シミュレーション機器を活用した体験型講習を引き続き実施します。

幼少期からの防災教育として、「まもるフェスタ」などの体験を通して学ぶ機会の充実や、災害時の子ども用備蓄品の充実化等に取り組めます。



令和6年「まもるフェスタ」

○子育てを支援する生活環境の整備

点字ブロックの未設置箇所への計画的な設置など、今後もバリアフリー化の推進に取り組むとともに、子どもが安全に遊び、保護者が安心して遊ばせることができる公共施設等の整備と適切な管理に努めます。

○子どもが安全にインターネットを利用できる環境の整備

始良市青少年育成市民会議（環境部会）にて、子どものインターネット利用等に関するチラシを作成し周知を図ります。

○子ども・若者の自殺対策

始良市自殺対策計画において掲げる以下の5つの基本施策に基づいた取組を推進します。

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもの自殺対策として、市内の中学生を対象にストレスへの理解、ストレスの発散方法などを伝える「ストレスマネジメント講座」を実施するなどの取組を行っています。

○相談支援体制の充実

本市では、令和7年度中にこども家庭センターを設置する予定となっています。母子保健と児童福祉を一体的に運営することにより、両部門の連携・協働を深め、相談支援体制の強化を図ります。

また、民生委員・児童委員との連携を強化し、子育て家庭の状況把握や個々の家庭が抱える悩みや不安の解消のため引き続き取り組みます。

今後も、各相談窓口の周知を含めた相談支援体制の充実に努めます。



基本目標２ ライフステージ別の課題に対する支援の充実

（１）誕生前から乳幼児期の課題に対する支援

現状と課題

子どもの誕生前から乳幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育て⁷」にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、等しく、切れ目なく、ウェルビーイング⁸の向上を図ることが重要です。

本市では、令和６年４月１日時点で始良市子ども館「ちるどん」と、６か所の地域子育て支援センターを設置しており、子育て世帯に遊び・専門の職員による相談や子育て支援に係る情報を提供するとともに、子育て世帯に遊び・交流の場を提供するなど、子育てに関する不安解消に努めています。また、不定期な保育ニーズに対応するため、援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、助け合いによる子育て支援を継続して実施するファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業など、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実を図っています。病児・病後児保育事業については、利用者が増加傾向であるため、利用状況を見ながらニーズの把握に努めています。

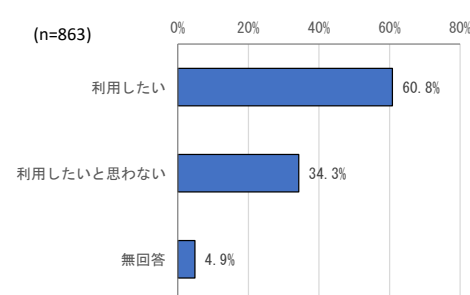
認定こども園は、保護者が働いている、働いていないにかかわらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能を持つ施設です。本市では、教育・保育施設の利用状況や保護者の利用希望に基づき、認定こども園の円滑な整備の促進に努めています。

教育・保育の提供にあたっては、その量の確保とともに質を確保することも重要です。本市では、よりよい教育・保育サービスが提供できるよう、保育協議会との共催による研修会や集団指導を通じた資質の向上に努めています。また、保育士の資格を有していない保育補助員の雇用の支援を行い、保育士資格取得につながるよう努めています。

また、本市では、子どもが小学校に就学する際には、就学後の教育に活かすことができるよう、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等について、幼稚園教諭・保育士等から小学校教員へ引き継ぎを行うなどの連携を図っています。

こども誰でも通園制度は、令和８年度から全国の自治体において実施される新たな制度で、生後６か月から３歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度になっています。本市の就学前児童調査では、制度が開始された場合に「利用したい」と回答した保護者が60.8%となっており、利用ニーズが高い制度であることが予想されます。

<こども誰でも通園制度の利用希望>
(就学前児童調査)



⁷ 子育て：子どもたちが自らの力で成長すること

⁸ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的にもよい状態のこと

今後の取組

○子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センターの活動支援に引き続き取り組むとともに、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・病後児保育事業による養育支援のさらなる充実を図ります。

また、認定こども園の必要に応じた整備や、保育協議会との連携にも継続して取り組みます。

○幼児教育・保育の質の向上と幼・保・小の連携

幼稚園教諭研修会の計画的な実施等により、幼児教育・保育の質の向上を図り、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもを含め、一人一人の子どもたちの健やかな成長を支えていきます。

また、すべての子どもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼・保・小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

○保育サービスの充実

引き続き利用状況の把握に努めながら、延長保育、一時預かりの量の確保を行い、保育サービスの充実に努めます。

○教育・保育施設の一体的提供の推進（こども家庭センターにおける伴走型支援）

児童福祉と母子保健の一体的相談支援体制の構築を目的として、令和7年度中に設置予定のこども家庭センターにおいて、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

今後も、施設の状況や保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園の整備も含めた教育・保育施設の一体的提供の推進に努めます。

○産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の充実

産前・産後の母子に対する心身のケアやサポートなどのきめ細かな支援を実施するため、利用者のニーズを踏まえた各事業の充実を図ります。

○こども誰でも通園制度の実施

令和8年度からの本格実施に向けて、こども誰でも通園制度の国の方針や他自治体の状況も踏まえながら、市の実情に合わせた実施のための準備を進めます。また、令和8年度以降については、施設の状況やニーズの把握に努め、制度を推進します。

(2) 学童期・思春期の課題に対する支援

現状と課題

学童期から思春期は、子どもたちの心身が大きく成長する時期であり、子どもたちが社会性を学び自立へと向かうための基盤を築く上で重要な時期です。

次代を担う子どもたちが、たくましく、個性豊かに、自ら学び考える「生きる力」を育成するためには、必要な学力と体力を高め、学ぶことの楽しさが実感できる教育環境を提供することが必要です。また、豊かな人間性をはぐくむために、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう、子どもと地域住民がふれあう機会の提供やキャリア教育を一層推進する等の指導方法・指導体制の工夫改善に取り組む必要があります。さらに、地域との連携・協働による学校づくりや、いじめ・不登校、問題行動等に対する子どもの心に寄り添った対応の充実を図る取組を一層推進していく必要があります。

本市では、令和4年度に第2次始良市教育振興基本計画を策定し、「ふるさとを愛し 未来を切り拓く 心豊かでたくましい人づくり ～住みよいまちの教育的風土や歴史・文化を発展的に融合させた活力と魅力ある教育の推進～」を目指す教育の姿として、その実現に向けた取組を推進しています。また、全小・中学校においては、多様な人、もの、こととの関わりを重視した特色ある学習活動を展開し、学校、家庭、地域が協働した教育の充実に努めています。

現代の子どもを取り巻く多様な情報の氾濫に起因する弊害や薬物乱用、交際相手からのデートDV、喫煙、飲酒による心身への影響等の問題はますます危惧される状況にあります。

今後の取組

○確かな学力の定着を図る教育の推進、キャリア教育の充実

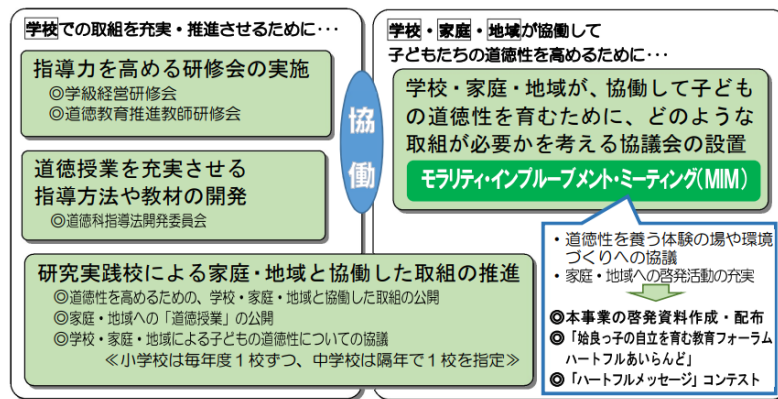
今後も、教育振興基本計画に基づいた取組を推進するとともに、多様な活動を実施し、子どもたちの確かな学力の定着を図る教育の推進に取り組めます。

また、キャリア教育推進協議会において、小中学生の職場体験学習や職場見学、職業講話等の充実に向けた取組についての協議を継続的に実施し、「あいりキャリアサポートバンク」による職場体験学習受入先や職業講話の講師の確保を図ります。

○モラリティ・インプルーブメント⁹推進事業の推進

本市では、子どもたちの道徳性をはぐくんでいく中で、確かな自立へ導き、社会（公共）に貢献できる人づくりを社会全体で協働して取り組んでいくための事業として、モラリティ・インプルーブメント推進事業を平成24年度から実施しています。今後も本事業の推進を通じて、学校における道徳教育の充実・推進と、学校・家庭・地域の三者協働による道徳教育の推進を図ります。

⁹ モラリティ・インプルーブメント：道徳性の向上



始良市モラリティ・インブループメント推進事業啓発資料（始良市教育委員会編集）より

○人権教育の充実

本市では、人権教育の充実を図るため、①各学校の人権教育推進体制の確立 ②教職員の人権意識の高揚と資質向上 ③児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を努力目標に設定し、各種研修会や「学校における人権同和教育の推進に関する実態調査」の実施、家庭・地域への周知・啓発等の具体的施策を推進しています。

今後も人権教育の充実を図るため、これらの取組を継続して推進します。

○魅力ある学校づくりの推進

子どもと教師にとって「魅力ある学校」にするために、本市のすべての児童生徒を対象とした子どもの意識調査を実施しています。調査結果を基に子どもの成長を支えるための具体策についてすべての教職員で話し合い、その中で決まった取組を実践しながら定期的に見直しを行っています。すべての子どもが毎日充実した生活を送ることができる学校づくりを推進します。

○問題を抱える家庭への支援

学校や市教育委員会、ＳＳＷ等との連携により、今後も不登校やひきこもり等の問題を抱える家庭に対する個別の支援を実施します。

○一人一人の子どもの実態に合った支援や学びの場についての就学相談や教育相談の実施

就学に際して、子どもの教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるように、以下の４つの学びの場があります。

- １ 通常の学級
- ２ 通級による指導（通級指導教室）
- ３ 特別支援学級
- ４ 特別支援学校

子どもの学びの場は、保護者の意見を最大限尊重した上で、保護者と教育委員会が合意して決定します。本市では、これらの多様な学びの場についての保護者の理解の促進に関する支援や、就学先決定前・決定後に必要な手続き、準備、就学や教育についての相談等の支援を行っています。

今後も、一人一人の子どもの実態に合った支援が提供できるような取組を推進します。

○ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の推進

鹿児島県総合教育センターによる「授業におけるユニバーサルデザインチェックリスト」等を活用して、「分かりやすい授業」のポイントを押さえた授業が実施できているかを教師が確認する機会を設けるなど、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の推進に取り組みます。

ステップ！

“分かりやすい授業”のポイントを押さえているか確認しましょう。

担任を中心に検討

☞ ☐ 黒板周りの掲示物を精選しているか確認しましょう。(注意集中が持続しやすくなる！)

☞ ☐ 見通しがもてるように、活動の順番を伝えているか確認しましょう。(今することが明確に分かると取り組める！)

☞ ☐ 指示等を視覚的に提示しているか確認しましょう。(聞き漏らしがあってもいつでも確認できる！)

☞ ☐ 体を動かす場面を意図的に設定しているか確認しましょう。(移動したり立ったりする活動を入れると集中力アップ！)

☞ ☐ 板書を書き写す時間と、話を聞く時間を分けているか、確認しましょう。(書く活動、聞く活動にじっくり取り組める！)

☞ ☐ 称賛する場面を設定しているか確認しましょう。(友達や先生からの称賛で学習意欲アップ！)

※ 他の教師(特別支援教育コーディネーターや管理職等)に授業を参観してもらい、改善のアドバイスをもらいましょう。

※ 「授業におけるユニバーサルデザインチェックリスト」(資料①)や、新学年別知能検査(教研式サポート)の「新学年別知能検査の分析と活用」(資料②③)を活用しましょう。

授業におけるユニバーサルデザイン チェックリスト

鹿児島県総合教育センター 特別支援教育研修課

項 目	評 価
授業の流れの工夫	
1 学習の準備や机上の整理など、授業のルールを明確にし、学校全体で統一している。	1 2 3 4
2 前時の学習を振り返るときに、児童生徒が答えやすい選択式の質問をしている。	1 2 3 4
3 導入で、フラッシュカードを声に出して読ませたり、短時間で読まれる復習問題に取り組ませたりして、気づきの切り替えを促したり、集中させたりする工夫をしている。	1 2 3 4
4 授業の流れを示したり、教科や単元に応じて授業の進め方を一定にしたりして、見通しをもたせている。	1 2 3 4
5 適宜、机間指導を行い、児童生徒のつまずきを把握したり、配慮が必要な児童生徒に対する指導・支援を行っている。	1 2 3 4
教材の扱いや指導の工夫	
6 説明や指示を簡潔にしたり、抽象的な言葉を少なくしたりして、分かりやすく話している。	1 2 3 4
7 「〇〇してはいけません。」ではなく、「〇〇しましょう。」のように、肯定的で具体的な指示をすることで、行動の内容を分かりやすく伝えている。	1 2 3 4
8 大事なことを伝える前に問をとったり、読解に変化を付けたりすることで、児童生徒の注意を促している。	1 2 3 4
9 言葉による説明や指示だけでなく、視覚的な情報も併せて提示している(図・写真・絵カード、文字カード等)。	1 2 3 4
10 児童生徒の得意や取組を肯定的に受け入れ、主体的・意欲的な授業への取組を促している。	1 2 3 4
11 適宜、疑問や指名をすることで、児童生徒に適度な緊張感をもたせている。	1 2 3 4
提示の工夫	
12 授業に黒板周部のほか、連絡事項等より黒板を利用し、広く黒板を使えるようにしたり、黒板を常にきれいに保ちたりしている。	1 2 3 4
13 黒板周りの掲示物を精選したりカーテン等で隠したりして、黒板に注目しやすくしている。	1 2 3 4
14 文字の大きさや行間/配速で書くとともに、チョークの色は主として白色や黄色を使っている。	1 2 3 4
15 大切な内容は、色で強調するだけでなく、アンダーラインを引いたり、枠で囲んだりしている。	1 2 3 4
16 めあてやまとめを書く欄を固定化したり、黒板を分割したりしている。	1 2 3 4
17 電子黒板やデジタル教科書など、ICTを活用し、必要に応じて拡大したり、注目すべき所を示したりしている。	1 2 3 4
18 学習で使うプリントやワークシートは、読みやすく書きやすいように工夫している。	1 2 3 4
活動の工夫	
19 児童生徒が見たり、聞いたりするだけでなく、実際に操作したりする活動を取り入れるなど、いろいろな感覚を使った活動を設定している。	1 2 3 4
20 児童生徒が主体的に活動できるように、居る学習だけでなく、教材を配らせたり、グループやペア学習をしたりするなどの工夫を行っている。	1 2 3 4

1 行っていない 2 ほとんど行っていない 3 ほぼ行っている 4 行っている

「学びの場の変更に係る段階的な検討のプロセスの手引き」(鹿児島県教育委員会)より

○思春期の保健対策

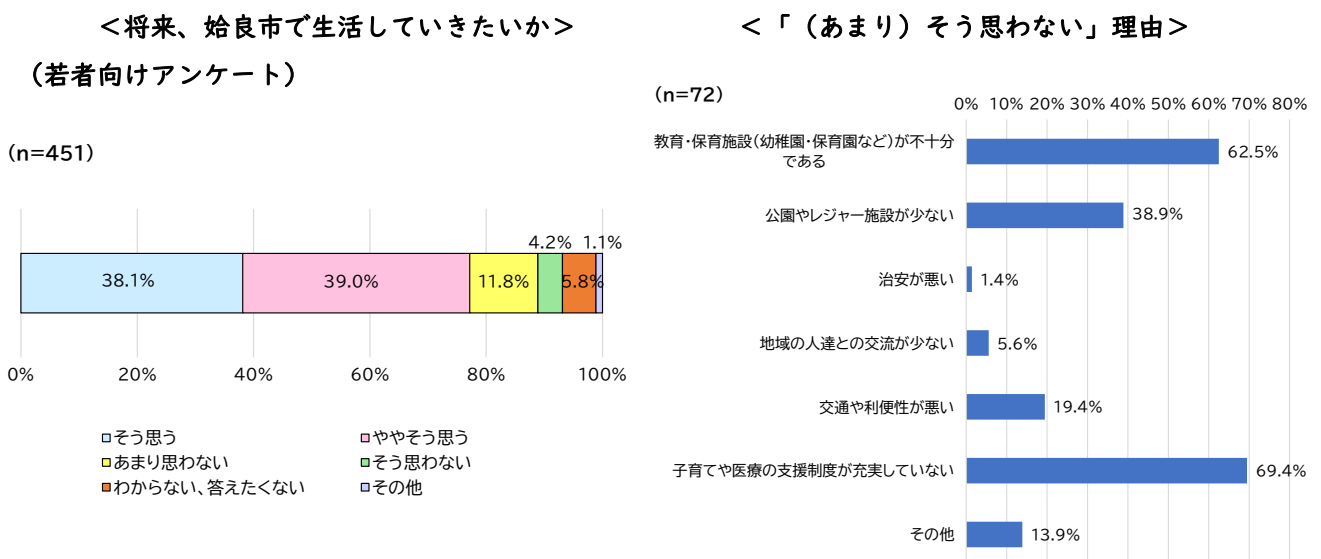
中学生を対象としたストレスマネジメント講座の実施など、心身の健康を阻害する問題への対策として、子どもたちが正しい知識を持ち、適切な対応を取れるよう、発達に応じた保健教育の実施や普及活動に引き続き努めます。また、今後も毎年度、市内中学校においてデートDV防止講座を実施し、性についての正しい知識や情報を提供し、SNS被害を含む性犯罪・性被害を防ぐための啓発に取り組みます。

(3) 青年期の課題に対する支援

現状と課題

青年期は思春期を過ぎ、成人期への移行にあたる時期です。この期間は進学、就職、独立など人生の大きな転換期を迎え、将来の夢や希望、自己の可能性を伸展させる時期でもあり、様々な悩みや課題を抱えることも少なくありません。青年期の若者が、自らの適性等を理解し、ライフイベントに係る選択を行い、その決定が尊重されるような取組や相談支援が求められます。

本市の若者向けアンケートでは、「将来、始良市で生活していきたいか」について、「そう思う」と「ややそう思う」が合計で77.1%となっています。「そう思わない」「あまりそう思わない」理由として、「子育てや医療の支援制度が充実していない」や「教育・保育施設（幼稚園・保育園など）が不十分である」といった子育てに関する項目に多く回答が寄せられています。



結婚を望みながら相手に巡り会えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするためには、結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境を整備することに加えて、結婚に対する取組支援などが重要です。このような状況に対応するため、若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成への支援に努めるとともに、結婚を希望する方の結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実にも努めるなど、総合的な結婚支援施策の推進が求められます。

子どもを安心して生み育てるためには、妊娠期から出産に至るまで、切れ目のない一貫した支援が必要です。

本市では、安心して妊娠期を過ごし、無事に出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付時に個別の面談を行い、必要に応じて支援しています。また、保護者の育児不安の解消等を図るため、産後ケア、新生児訪問、乳幼児健診等の場を活用し、出産後の相談に応じています。さらに、妊産婦健康診査や新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行っています。

少子化の要因の一つである未婚化については、その原因として、若者の雇用形態の不安定さなどからくる経済的基盤の弱さが指摘されています。結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のいずれにおいても、就労を望む場合に、望むタイミングで望む働き方ができるという希望がかなう環境を整備することが重要であることから、若者個々人の希望を踏まえた就労・就業の促進に取り組めます。

今後の取組

○結婚・妊娠・出産の希望をかなえる支援

結婚を望みながら相手に巡り合えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするため、鹿児島県やかごしま連携中枢都市圏の連携事業の活用による出会いや結婚を希望する人へのサポートの推進に取り組みます。

また、前期計画期間中に開始した出産・子育て応援事業により、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施する伴走型相談支援（出産子育て応援ギフト）を一体として実施しています。

今後も、これらの事業を継続して実施し、子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保に努めます。

<妊婦のための支援給付（出産・子育て応援事業）>



○若者の就労・就業の促進

若者個々人の希望を踏まえた就労・就業の促進のため、市内の高校生向けの企業説明会やインターンシップ支援に努めます。また、近隣4市合同での連携中枢都市企業説明会や、ハローワーク国分との共催による業種別就職相談会、鹿児島県との共催による始良・伊佐地域合同企業説明会を定期的に開催し、就労を希望する若者と企業のマッチング支援を行い、東京・大阪での企業懇話会においては、就労場所となる企業の誘致に取り組むほか、商工会と連携した認定創業支援等事業計画等に基づき、新たに創業しようとする若者の支援にも取り組みます

○移住・定住の支援

対象となる中山間地域への移住・定住者に対して、住宅取得や増改築費用等の一部と小学生までの子ども1人につき30万円（最大100万円まで）を補助し、地域の活性化及び空き家の活用を図ります。

基本目標3 安心して子育てに向き合えるまちづくりの推進

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

本市の就学前児童調査及び小学生調査において、「子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政など）からサポートがあればよいと思うこと」や、「始良市の子育て支援に関する意見や感想」について自由記述での回答を求めたところ、就学前児童調査、小学生調査ともに「経済的支援に関すること」がいずれも上位の回答となっていることから、子育てにかかる経済的な負担が課題になっていることがわかります。

<子育てをする上で、周囲からサポートがあればよいと思うこと（回答を内容別に分類した上位3つ）>

(就学前児童調査)

(n=337)

回答内容	回答件数
学童保育など、預かり施設に関すること (急な一時保育の充実、受け入れ枠の拡大など)	89件
経済的支援に関すること (窓口支払い制度の改善、日用品支給など)	70件
働き方・相談に関すること (相談場所の充実、子育てへの理解促進など)	30件

(小学生調査)

(n=122)

回答内容	回答件数
経済的支援に関すること (窓口支払い制度の改善、中高生手当の充実など)	26件
学童保育など、預かり施設に関すること (一時預かりの充実、休日預かりの充実など)	18件
保育サービスに関すること (送迎サービスの実施、無料塾の設立など)	18件

<始良市の子育て支援に関する意見や感想（回答を内容別に分類した上位3つ）>

(就学前児童調査)

(n=363)

回答内容	回答件数
経済的支援に関すること (窓口支払い制度の改善、手当の充実など)	98件
学童保育など、預かり施設に関すること (預かり施設の充実、待機児童問題解決など)	59件
遊び場・イベントに関すること (屋内施設の充実、プールの設立など)	45件

(小学生調査)

(n=178)

回答内容	回答件数
経済的支援に関すること (すべての世帯へ支援の充実、窓口支払い制度の改善など)	48件
遊び場・イベントに関すること (子どもが遊べる広場の確保、屋内施設の充実など)	21件
病児保育・支援施設に関すること (特別支援学校の設立、夜間の子供医療の充実など)	19件

本市では、これまでも保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や子ども医療費の助成、障がい児に対する特別児童手当の支給、多子世帯への経済的支援等の施策を進めてきました。また、国の制度改正による児童手当の拡充、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に対応した臨時給付金事業に取り組んできました。

さらに、ひとり親家庭等の自立した生活と子どもの健やかな成長を促進するため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成、母子家庭自立支援給付事業の支援を継続的に実施しています。

今後の取組

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子ども医療費助成事業においては、令和7年度から住民税課税世帯の中学生まで現物給付方式の拡大を行い、中学生までの医療機関での窓口負担が実質なくなりました。

また、次に掲げるひとり親家庭等の自立した生活や子どもの健やかな成長を促進するための支援を継続して行います。

- ・ひとり親家庭等医療費助成制度
- ・児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給
- ・就学援助制度
- ・自立支援教育訓練給付金制度
- ・高等職業訓練促進給付金制度
- ・母子等福祉貸付制度

○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化における施設等利用給付の実施においては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担や利便性、施設の資金面等を考慮して行うことが求められています。

施設等利用給付について、今後も継続的な実施及び充実に図ります。



(2) 地域における子育て支援体制の整備、家庭教育支援の推進

現状と課題

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等の家庭をめぐる環境が変化する中で、子育て中の親は孤立しやすい環境にあります。子育て当事者が、不安や孤立感、仕事との両立に悩むことなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のためにも重要です。そのため、ニーズに応じた地域における子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

県内では、女性の就業増や各地域における保育所等の整備の進展を背景に保育士需要が急増しています。保育士不足により、定員を下回る児童しか受け入れられない施設もあり、今後一層の増加が見込まれる保育需要に対応し、待機児童を解消するためには、保育人材の育成と確保が喫緊の課題です。また、こども誰でも通園制度の創設や幼児教育・保育の質の向上を図るための保育士の配置基準の見直しなどにより、さらに保育士が不足することが見込まれます。

家庭教育はすべての教育の出発点です。そして、家族のふれあいは子どもが基本的な生活習慣や生活能力、自尊心や自立心、社会的なマナーなど、これから先、社会に出て生きていく上で大切なことを学ぶ場でもあります。子どもの健全な育成を図るために、家庭の教育力は必要不可欠なものです。

本市では、市内の幼稚園・小学校・中学校への委託により、家庭教育学級を開設しています。また、学級長研修会では、充実した家庭教育学級にするための講義やグループワーク等の研修を行いました。さらに、家庭教育サポーターによる子育てサロンを実施し、保護者の悩みの解消に努めています。

今後の取組

○地域における子育て支援体制の整備

NPOや子育て支援に携わる関係団体等との連携のもと、地域子育て支援拠点などの地域の子育て支援体制の整備を促進します。

○保育士等の人材確保

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受け、幼児教育・保育の質を支える優秀な人材の確保に対応するため、鹿児島県保育士人材バンクを利用し、保育施設等の求人と、人材バンクに登録している求職者のマッチングを行い、保育士等の人材確保の推進に取り組みます。

○家庭の教育力の向上

家庭教育支援の取組として、家庭教育学級などの子育てに関する学習会を開催するなどして、今後も引き続き学びの場の創出に努め、関係部局と情報を共有し、連携を深め、子育てに悩んでいる保護者への支援に取り組みます。

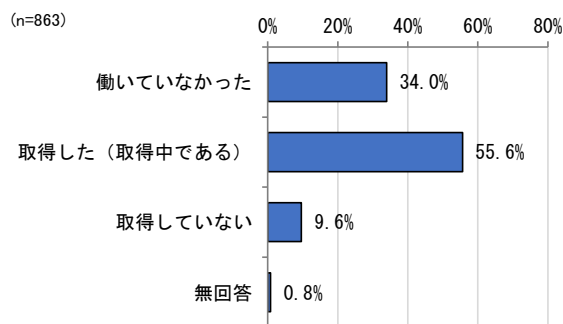
(3) 子育てと仕事の両立支援

現状と課題

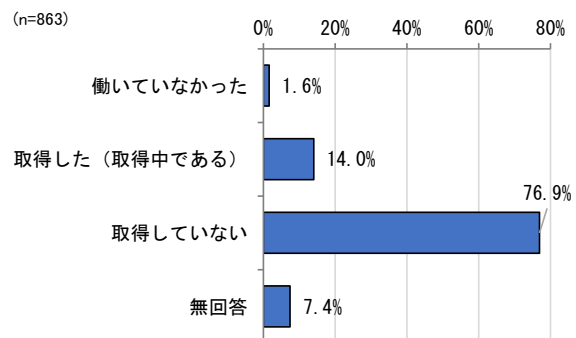
就学前児童調査において、「子どもが生まれた時に父母のいずれか又は双方が育児休業を取得したか」について、母親では、「取得した（取得中を含む）」が 55.6%、「働いていなかった」が 34.0%となっていますが、父親では、「取得していない」が 76.9%となっています。父親が「育児休業を取得していない理由」として、「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」といった回答が多くなっています。

<母親の育児休業取得の有無>

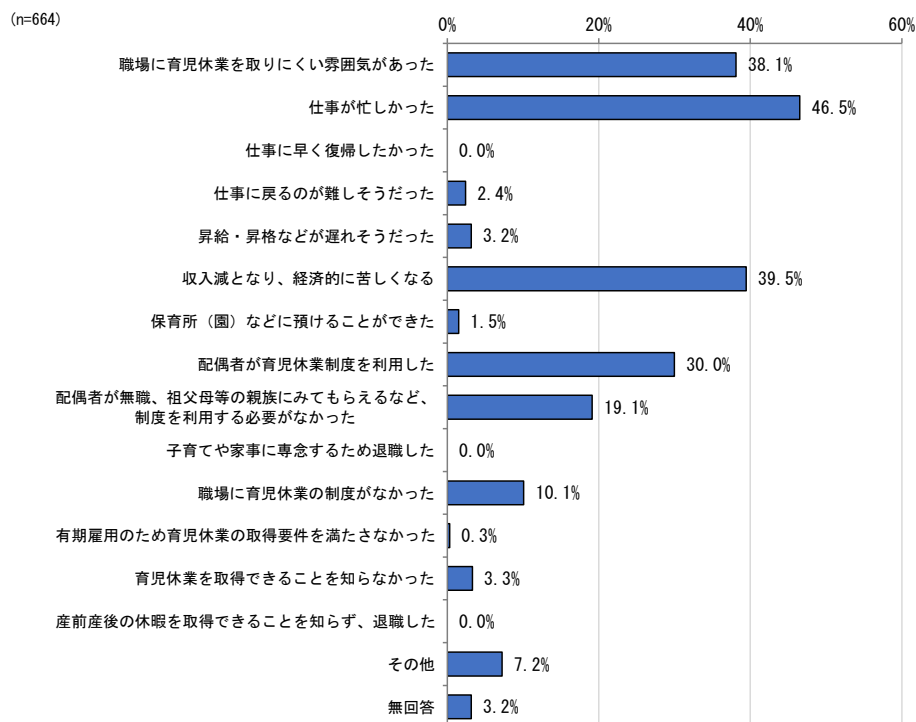
(就学前児童調査)



<父親の育児休業取得の有無>



<父親の育児休業を取得していない理由>



育児休業に対する職場の理解や取得しやすい環境づくりの周知を図り、男性が子育てに主体的に参画できる取組を推進するとともに、父親が母親とともに家庭の子育ての役割を担うことができるよう、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められます。男性の家事・子育てへの参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう「働き方の見直し」に向けた啓発を進める必要があります。

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しいことにも留意した対策が必要です。別居により実質的にひとり親家庭の状態となっている方を含む多くのひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するためのより一層の支援が必要です。

今後の取組

○仕事と子育ての両立のための環境整備の推進

保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるようにするため、地域の実情に応じて、認定こども園や放課後児童クラブなどの整備を促進します。また、様々な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実等の取組を促進します。

○放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み	1年生	人	373	348	376	385	336
	2年生	人	299	298	278	301	308
	3年生	人	238	231	231	215	233
	4年生	人	132	132	129	128	120
	5年生	人	69	67	67	65	65
	6年生	人	53	55	54	54	52
	合計	人	1,164	1,131	1,135	1,148	1,114
② 目標整備量		人	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
		か所	28	28	28	28	28
③ 過不足(②-①)		人	53	86	82	69	103

○放課後子供教室の年度ごとの実施計画

放課後子供教室は、すべての児童を対象に、放課後等に地域住民の参画を得て、学習や体験、交流等の多様な活動を行うものですが、本市においては、現在実施していません。今後、地域・学校の実情等を考慮しながら実施の検討を行います。

○連携型もしくは校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

本市では、現時点において放課後子供教室の具体的な実施計画がないことから、目標事業量は定めませんが、放課後子供教室を実施する場合には可能な限り連携型もしくは校内交流型として実施できるよう検討します。

○連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後子供教室を実施する場合には、地域・学校の実情等を考慮しながら、関係部局や児童クラブ等と協議・連携し、検討します。

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

両事業の実施においては児童の安全面等に考慮し、学校施設内における実施が望ましいとされています。本市においては現時点において放課後子供教室の実施計画はありませんが、今後事業の実施を検討する場合には余裕教室の把握や、その活用について教育委員会等と協議を行います。

○放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

必要に応じて、教育委員会やこども家庭センター等と協議の場を設けるなどして関係部局間との連携による実施を推進します。

○産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休暇、育児休暇明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用することができるよう、引き続き産前・産後休暇、育児休暇期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、市民や企業向けセミナーの実施や、育児・介護休業の制度についての周知を行い、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。男性の家事・子育てへの参画を促進することにより、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立し、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう支援します。

○ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等への経済的な支援とともに、就業支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実などの取組を継続して実施し、ひとり親家庭等の総合的な自立支援を推進します。

第3章 事業計画

第3章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、区域ごとに今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と「量の見込み」に対する「確保方策」を定めることを求めています。

本市においては、①保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか、②事業量を適切に見込み、確保できる単位であるかの視点により検討を行った結果に基づき、「市全域」を提供区域として設定します。なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、現状を踏まえ、小学校区を運用における基本単位として実施します。

2 教育・保育の提供体制の確保

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

「確保方策」については、保護者からのニーズを踏まえるとともに、各サービス等を提供する事業所等の現状や今後の意向、始良市の状況等を踏まえ、設定しました。

◆ 分類及び認定区分

以下のとおり分類及び認定区分を定めます。

分類	認定区分	児童年齢
・ 1号認定 専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	1号認定	3～5歳
・ 2号認定（教育希望） 共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭	2号認定	3～5歳
・ 2号認定（保育希望） 共働き家庭		3～5歳
・ 3号認定 共働き家庭	3号認定	0～2歳

①【3～5歳】1号認定及び2号認定（教育希望）

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1号	人	342	339	330	317	318
	2号（教育希望）	人	337	334	325	312	313
	合計	人	679	673	655	629	631
②確保方策	特定教育・保育施設	人	414	414	414	414	414
	確認を受けない幼稚園	人	580	580	580	580	580
	合計	人	994	994	994	994	994
③過不足（②-①）		人	315	321	339	365	363

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

②【3～5歳】2号認定（保育希望）

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	2号（保育希望）	人	1,286	1,273	1,241	1,191	1,196
②確保方策	特定教育・保育施設	人	1,063	1,073	1,073	1,073	1,073
	地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設（地域枠）	人	40	40	40	40	40
	合計	人	1,103	1,113	1,113	1,113	1,113
③過不足（②-①）		人	▲183	▲160	▲128	▲78	▲83

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。

③【0歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人	93	92	91	91	91
②確保方策	特定教育・保育施設	人	187	190	190	190	190
	地域型保育事業	人	20	20	20	20	20
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	32	32	32	32	32
	合計	人	239	242	242	242	242
③過不足(②-①)		人	146	150	151	151	151

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

④【1歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人	378	369	366	365	364
②確保方策	特定教育・保育施設	人	278	280	280	280	280
	地域型保育事業	人	21	21	21	21	21
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	32	32	32	32	32
	合計	人	331	333	333	333	333
③過不足(②-①)		人	▲47	▲36	▲33	▲32	▲31

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。

⑤【2歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人	386	402	393	390	388
②確保方策	特定教育・保育施設	人	315	315	315	315	315
	地域型保育事業	人	25	25	25	25	25
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	33	33	33	33	33
	合計	人	373	373	373	373	373
③過不足 (②-①)		人	▲13	▲29	▲20	▲17	▲15

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。

⑥保育利用率

本計画においては、3歳未満の児童数に占める保育の利用定員の割合である「保育利用率」について、年度ごとの目標値を設定することが求められています。

本市においては、確保方策として設定した数値等に基づき、以下の通り設定します。

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①推計児童数（3歳未満）	人	1,764	1,770	1,749	1,740	1,734
②確保方策（利用定員数）	人	943	948	948	948	948
③保育利用率目標値 (②／①)	%	53.4	53.5	54.2	54.4	54.6

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

教育・保育同様、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等に基づき算出した、今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する「確保方策」を以下のとおり定めます。

① -I 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業です。利用者支援と地域連携をともに実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援を行う「こども家庭センター型」に分類されます。

本市では、「基本型」を1か所設置しており、「こども家庭センター型」も1か所設置予定です。また、「特定型」は設置していませんが、子育てコンシェルジュの配置等による利用者支援を実施しています。

・量の見込みと確保方策（基本型）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（特定型）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	か所	0	0	0	0	0
②確保方策	か所	0	0	0	0	0
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（こども家庭センター型）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

・確保の考え方

始良市子ども館、そして新たに設置するこども家庭センターで引き続き利用者支援及び地域連携を推進していきます。

①-2 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて、必要な支援につながる伴走型相談支援を実施します。

・量の見込みと確保方策（基本型）

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	妊娠届出数	件	561	556	554	552	550
	1組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	回	1,683	1,668	1,662	1,656	1,650
②確保方策		か所	1,683	1,668	1,662	1,656	1,650
③過不足(②-①)		か所	0	0	0	0	0

・確保の考え方

現行の提供体制において、利用者支援及び地域連携を推進します。

②妊婦健康診査

妊娠中の健康管理を行うとともに、異常を早期に発見し、早期に治療につなげることを目的に行う事業です。

本市では、健康診査を医療機関に委託し、母子健康手帳交付時に1人の妊婦につき14回分の受診票を発行しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人回	7,013	6,950	6,925	6,900	6,875
②確保方策	人回	7,854	7,784	7,756	7,728	7,700
③過不足(②-①)	人回	841	834	831	828	825

※人回：延べ利用回数

・確保の考え方

妊婦が安心して出産を迎えるための重要な事業であることから、定期的な受診を勧奨しながら、継続して実施します。

③乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進員等が、生後4か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、アンケートにより乳児とその保護者の状況について確認し、その結果を行政につなぐとともに、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を保護者へ行う事業です。

本市では、生後2～3か月の乳児がいる家庭を全戸訪問するとともに、独自事業として、生後9～10か月時における再訪問を実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人回	561	556	554	552	550
②確保方策	人回	561	556	554	552	550
③過不足(②-①)	人回	0	0	0	0	0

※人回：延べ利用回数

・確保の考え方

乳児を持つ家庭にとって大きな支えとなり得る事業であることから、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組みます。

④養育支援訪問事業

産後うつ等による育児不安や健康についての相談を受けて、特に支援が必要な保護者に対し、助産師等が家庭を訪問し、相談内容に応じた支援を行う事業です。

・量の見込みと確保方策（養育支援訪問事業）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	件	100	105	110	115	120
②確保方策	件	100	105	110	115	120
③過不足(②-①)	件	0	0	0	0	0

・確保の考え方

保護者の育児不安の解消のための支援に継続的に取り組みます。

⑤産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアやサポート等きめ細かな支援を実施する事業です。病院等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施する「宿泊型」、日中支援を実施する「デイサービス型」、担当者が利用者の自宅に赴き実施する「訪問型」を実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	589	584	582	580	577
②確保方策	人日	589	584	582	580	577
③過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

利用者のニーズや施設の状態に応じて、量の確保を行い、支援を必要とするすべての方が利用できる体制を整備します。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合、又は経済的な問題、配偶者からの暴力等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、児童や母子等を児童養護施設等で一時的に預かる事業であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業に分類されます。

本市では、短期入所生活援助（ショートステイ）事業のみ実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	50	50	50	50	50
②確保方策	人日	50	50	50	50	50
	か所	9	9	9	9	9
③過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

短期入所生活援助（ショートステイ）事業については、令和6年度中に児童を預けることのできる施設を増やし、提供体制を確保しました。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業については、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑦地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、認定こども園等の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、交流・育児相談や情報提供等を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	77,840	77,044	76,154	75,416	75,151
②確保方策	人日	77,840	77,044	76,154	75,416	75,151
	か所	7	7	7	7	7
②過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

本市には既存の子育て支援センター6施設に令和6年4月1日に開設した始良市子ども館「ちるどん」を加えた7施設があります。現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。引き続き、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所を提供し、子どもの健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。



⑧一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。幼稚園型は幼稚園の在園児を対象としています。

・量の見込みと確保方策（幼稚園型）

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1号	人日	2,950	2,920	2,848	2,732	2,743
	2号（教育希望）	人日	19,320	19,127	18,651	17,891	17,965
	合計	人日	22,270	22,047	21,499	21,383	20,708
②確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型）	人日	22,270	22,047	21,499	21,383	20,708
		か所	12	12	12	12	12
③過不足（②-①）		人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・量の見込みと確保方策（幼稚園型以外）

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人日	921	917	900	878	878
②確保方策		人日	921	917	900	878	878
		か所	11	11	11	11	11
③過不足（②-①）		人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行うとともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。

⑨延長保育事業（時間外保育）

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	731	728	714	697	697
②確保方策	人	731	728	714	697	697
	か所	28	28	28	28	28
③過不足（②-①）	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行います。

⑩病児・病後児保育事業

おおむね生後3か月から小学6年生までの子どもを対象に、発熱等の急な病気等で、集団保育が困難な子どもを一時的に施設において保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	701	698	685	668	669
②確保方策	人日	701	698	685	668	669
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。しかし、事業の認知度も高まっているため、利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行っていきます。

①乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に保育所や認定こども園などの施設で、一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促すことや利用する子どもの保護者を対象に子育てに関する相談支援を行うことを目的とし、保護者の就労状況によらず、施設を柔軟に利用できる事業（制度）です。

・量の見込みと確保方策（0歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	14	13	13	13
②確保方策	人	未実施	5	5	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲9	▲8	▲4	▲4

・量の見込みと確保方策（1歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	13	12	12	12
②確保方策	人	未実施	7	7	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲6	▲5	▲3	▲3

・量の見込みと確保方策（2歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	12	12	11	11
②確保方策	人	未実施	7	7	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲5	▲5	▲2	▲2

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育施設等との協議を行い、提供体制の確保に努めます。

⑫実費徴収等に係る補足給付を行う事業

保護者が私立幼稚園（新制度未移行）に支払う実費徴収に係る費用（副食費の提供に要する費用）について、保護者の世帯所得の状況に基づき、助成を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	4	4	4	4	4
②確保方策	人	4	4	4	4	4
	か所	2	2	2	2	2
③過不足（②-①）	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

副食費の助成については、継続して実施するとともに、日用品・文房具等の購入費に関する助成についても、国や県、周辺自治体の動向を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校児童に対して、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1年生	人	373	348	376	385	336
	2年生	人	299	298	278	301	308
	3年生	人	238	231	231	215	233
	4年生	人	132	132	129	128	120
	5年生	人	69	67	67	65	65
	6年生	人	53	55	54	54	52
	合計	人	1,164	1,131	1,135	1,148	1,114
②確保方策		人	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
		か所	28	28	28	28	28
③過不足（②-①）		人	53	86	82	69	103

・確保の考え方

共働き世帯の増加等により、利用ニーズが増加傾向にあったこと等を踏まえ、令和6年4月に新たに1か所を開設しました。今後も利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、放課後の児童の安全を確保しながら、遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上、体力の増進を図り、放課後や週末等における児童の安全かつ安心な居場所づくりを推進します。また、特別な支援を要する児童の受け皿づくりのための環境づくりのほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保や余裕教室等の活用等も検討します。

⑭子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	557	553	545	539	533
②確保方策	人日	557	553	545	539	533
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
現在、当事業は市社会福祉協議会に委託することで実施しておりますが、事業の広報・周知を図るとともに、援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認の徹底、提供会員の確保を図ります。

⑮子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業です。

・確保の考え方

本市では、要保護児童対策地域協議会として、代表者会議や実務者会議、個別ケース会議等を開催し要保護児童に対する支援を実施しています。また、保育施設等に対し、児童虐待防止につながる子育て支援について講演を行うなどして周知を図ります。

⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する巡回支援や、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して職員の加配に必要な費用の助成の補助を行う事業です。

・確保の考え方

本市では、重度・軽度の障がいを持つ子どもを受け入れる保育施設に対して、職員の配置に係る費用の一部を助成する障害児保育事業を行っていますが、多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、今後必要に応じて実施を検討します。

⑰子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

・確保の考え方

本市では、母子保健推進員等が、生後4か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、乳児とその保護者の状況確認や、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を行う事業を実施していますが、子育て世帯訪問支援事業については、今後必要に応じて実施を検討します。



⑧児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

・確保の考え方

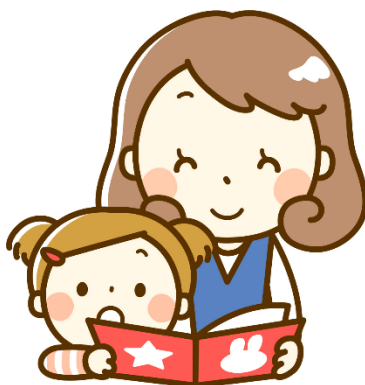
本市では、子どもの学習・生活支援事業として、学習支援や生活・進路・学習に関する相談支援等を市社会福祉協議会に委託することで、子どもの居場所づくりを支援しています。また、今後はこども食堂についても支援していきます。児童育成支援拠点事業については、必要に応じて実施を検討します。

⑨親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

・確保の考え方

現時点では事業の実施を予定していませんが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。



第 4 章 計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県と幼稚園の運営状況等、必要な情報を共有し、連携して指導・監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

また、市民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定し、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、教育・保育施設等の関係機関等と相互に連携し、協働しながら事業を推進するとともに、関係機関同士の密接な連携も必要と考えられることから、関係機関同士の連携のための支援を行います。

2 計画の達成状況の点検・評価

「始良市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む）等について点検、評価し、協議内容に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。



資料編

Ⅰ 始良市子ども・子育て会議

(Ⅰ) 始良市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 31 日条例第 2 号
改正

平成 27 年 3 月 26 日条例第 8 号
令和 2 年 6 月 29 日条例第 24 号
令和 4 年 6 月 24 日条例第 17 号
令和 5 年 2 月 24 日条例第 5 号

始良市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもみらい課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(平成27年3月26日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(令和2年6月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(令和4年6月24日条例第17号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (令和5年2月24日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 始良市子ども・子育て会議委員名簿

	区分	所属団体等の名称及び役職	氏名	備考
1	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	学識経験を有する者	有 村 玲 香	会長
2		始良地区医師会代表	山 野 ち な み	
3		民生委員・児童委員代表	秋 宗 郁 子	
4		市教育委員代表	藤 田 麻 美	
5		市学校長会代表	西 耕 治	
6		市母子保健推進員代表	杉 尾 育 代	
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事している者	市社会福祉協議会代表	長 尾 貴 史	
8		市地域自立支援協議会代表	大 川 宏	
9		市内幼稚園代表	矢 野 芳 秀	
10		市内保育所代表	竹 迫 美 裕	
11	その他市長が必要と認める者	市児童クラブ連絡協議会代表	駒 倉 國 治	
12		市議会議員代表	堀 広 子	
13		始良市 PTA 代表	田 畑 佳 菜	
14		幼稚園保護者代表	正 留 麻 美	
15		保育所保護者代表	西 み さ き	

第3期始良市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

発 行 始良市 福祉部 子どもみらい課
〒899-5492
鹿児島県始良市宮島町25番地
電話 0995-66-3111（代表）

第3期始良市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和 11 年度

